

予算及び基本構想特別委員会会議録（５）（30.４定）			
日 時	平成30年12月17日（月）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時23分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、酒井（隆行）副委員長、秋元・斉藤・中村（誠吾）・ 林下・新谷・山田・前田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。千葉委員が秋元委員に、高橋龍委員が中村誠吾委員に、高野委員が新谷委員に、松田委員が斉藤委員に、中村吉宏委員が山田委員に、面野委員が林下委員に、横田委員が前田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は立憲・市民連合、公明党、自民党、共産党の順といたします。

立憲・市民連合。

○中村（誠吾）委員

○北海道胆振東部地震における市の対応について

12月13日の当委員会で、防災にかかわる質問が少し残ってしまいましたので、何点かお聞かせ願いたいと思います。

避難所の開設に関連して、実際に避難所で配布したものをお示しいただきました。その中に、たしか水やお茶などの飲料水との回答があったのですが、これはペットボトルのものですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

前回の大規模停電時に市の避難所で配給した品物、そのうちの飲料水については、ペットボトルの容器に入ったものを配給しております。

○中村（誠吾）委員

これはどのように調達したのですか。要するに、有償ですか、無償ですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

これは市や北海道が締結している協定に基づき、お茶や水が有償で提供されているもののほか、水道局からは無償で小樽の水の提供を受けております。

○中村（誠吾）委員

それでは、水道局にお聞きしますけれども、小樽の水はどのような目的で製造したのですか。

○（水道）主幹

ボトルドウォーター小樽の水につきましては、水道創設90周年を記念して、市民に水道水のおいしさを再認識してもらうとともに、小樽の観光PRを目的として平成16年に製造したのが始まりで、17年11月から試験的に販売したところ、好評を得たことから18年度から本格的に販売をしたものでございます。

○中村（誠吾）委員

それでは小樽の水は、防災計画、備蓄品の位置づけになっていますか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

まず、飲料水につきましては、水道施設の破損などにより供給不能にもなった場合につきましては、地域防災計画、給水計画に定めております。このようなことから、特に小樽の水を備蓄品としてはおりません。

○中村（誠吾）委員

そうですね。この給水計画では、ペットボトルでの給水計画というのは一切記載されていないのですよ。それでは、これは食料供給計画に基づき対応したことになるのですね。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回の避難所の対応でございますけれども、水道による給水が可能であったことから、給水計画によって、このペットボトルを配給したということではございません。食料供給計画の中には応急配給品目という項目がございますが、今御質問にありましたとおり、ペットボトル飲料水はこの中に記載されておきませんが、避難所での食料等ということで、食料供給計画に基づいて配給したものでございます。

○中村（誠吾）委員

しつこいですが、水道局では、ボトルドウォーター小樽の水について、災害時の備蓄品として認識しているのでしょうか。

○（水道）主幹

地域防災計画にも記載されているものではないことから、災害時の備蓄品としての認識は持っていないところでございます。

○中村（誠吾）委員

今、答弁があったのですが、水道局のボトルドウォーター小樽の水を避難所で配給したということは、この小樽市地域防災計画によらないものと考えていいのですね。そうであるならば、避難所に配給するペットボトルの水はどのように調達し、配給することになるのですか。整理してください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

地域防災計画の食料供給計画には、繰り返しになりますが、ペットボトル飲料水については記載がありませんが、本市との協定により入手した食料品などや、災害時、初期段階で有効とされている被災自治体の要請を待たずに国などが品目を決めて被災地に物資を送るプッシュ型支援による食料品については、記載のないものにつきましても臨機応変に対応していかなければならないというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

今、臨機応変とおっしゃったのですが、確かに非常時ですので一生懸命対応されてきた、対応したということ、これはさらさら疑っていることではないのですけれども、防災計画の見直しは必要であると思います。幾ら何でも私たちは条例や規則でやっているのだから、どんなときでも。

だから、今回の反省とは言いませんが、今回の事態を受けて今後に生かしてほしいと、まず整理しましょうということの質問ですので、よろしくお願いします。

次に、関連して、私も 9 月 6 日にいました。朝 4 時に迫市長の陣頭指揮のもとで必死にやっていたけれども、電力についてです。水道局では、上下水道施設に多くの電力が必要なために、発電機や燃料の手配などで大変苦労したことはお聞きしましたし、見ていました。

それで、電力の復旧情報は、災害対策室でこの時点で確認させていましたか。

○（水道）主幹

水道局では、電気を必要とする上下水道施設が市内の広範囲にあるため、対応に苦慮していたところでございます。災害対策室に電気の復旧情報について確認を行っていたところでございます。

○中村（誠吾）委員

災害対策室でも北海道電力からの復旧情報はなかったと聞いていますが、水道局の施設というのは市内中心部だけではなくて、変な言い方をすれば、山の中にあたりしますよね。その場所が重要な施設として認識されていたと思いますか。

○（水道）主幹

確かに委員の御指摘のとおり、下水道施設は市街地に多くの施設があるのと対照的に、水道施設は市街から外れた場所に重要施設がございます。北海道電力が重要施設としての認識をしていたかどうかはわかりませんが、

実際に復電は最後のほうになったことは事実でございます。

○中村（誠吾）委員

その災害、9月6日を見ていたときに、少しそれますけれども、教育委員会も重要施設として見てくれとか、いろいろな議論をしていたのを見えています。

それで、重要施設との認識がなかった可能性があるということですよ。そうすると、水道局として北海道電力に対しまして重要施設を優先的に復電するよう、まず要望はしていなかったのですか。

○（水道）主幹

9月6日夜に上下水道施設、上下水道の重要施設の位置図を作成しまして、災害対策室を通じて北海道電力に対し要望をお願いしたところでございます。

○中村（誠吾）委員

混乱していました。でも、要望していたのですが、根本的な話、回答はあったのですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今要望のありました水道施設の優先復旧についてでございますけれども、北海道電力からは難しいとの回答がございました。

○中村（誠吾）委員

難しい。北海道電力からは、その後も情報などは来なかったのですか。

○（水道）主幹

災害対策室へ北海道電力から、要望した上下水道施設のうち4施設付近に電源車を配置することが可能であるが、受け入れるか等の照会がありまして、水道局では受け入れる旨を回答したところでございます。

○中村（誠吾）委員

今お話があった電源車ですよ。この電源車の話、ブラックアウトの対応でお聞きしたことがあるのです。これは実際に配置されたのですか。

○（水道）主幹

九州電力からの電源車が、7日夜のフェリーで小樽港に入ることでありましたので、それ以降の対応ということで準備をしておりましたが、21時ごろ、北海道電力から災害対策室に連絡がありまして、本日の対応はなく、あす朝からの作業に入るという内容でございました。御存じのとおり、23時ごろに市内全域で復電したため設置はされませんでした。

○中村（誠吾）委員

この質問はこれで終わりますが、迫市長を先頭に指揮をとられて必死にやっていました。しかし、やはり市民の命と安全を守るためには、病院、そして水道は欠かせないものですし、ほかにもライフラインの回復が必要だと思いますので、先ほど言った規則の整理とか、それらについてはよろしく願いいたします。

◎小樽港港湾計画の改訂について

次に、3年半凍結された市政運営の迫市長での正常化についてです。何のことだと思われるかもしれませんが、私が代表質問をした中で、港湾については高島漁港区の問題を話しました。しかし、港湾については、それだけでは前市長の失敗は済んでいないのです。小樽港港湾計画改訂の中断と港湾整備の大きなブレーキが、どれほどこれから影響が出てくるのか想像ができないところがあるのです。そのマイナスの大きさについて質問させていただきます。

まず、港湾計画を進めることについては、機会あるごとに迫市長から改訂を行うと力強い言葉をいただいていますし、商工会議所からも要請があるようです。

そこで端的にお聞きしますが、これから手続だけなのですよ、ほぼ。そうすると、ハードの整備は別にして、

港湾計画の改訂費用は幾らかかりますか。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画改訂作業にかかわる費用としましては、長期構想検討の委託料のほか、港湾計画改訂検討、交通需要推計、環境アセスメントなどの委託料などを加えて、今後、約6,600万円がかかる見込みであります。ただし、できる範囲で直営により対応するなど、経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

そう、6,600万円近くかかるわけです、このままいくと。第3号ふ頭の客船がつけられるような手続、港湾計画の変更は既に終わっているはずなのですね。改訂ではない作業で終わったはずです。

どのような手続で、いつ終わりましたか。

○（産業港湾）事業課長

軽易な変更によりまして、平成29年2月に行っております。

○中村（誠吾）委員

軽易な変更と言うのですよ、港湾計画では。

では、見方の違いがあると言われるかもしれないけれども、改訂を急いでいる理由を答えてほしいのです。何を整備するために、どのようなスケジュール感の中で急いでいるのか不思議なのです。というのは、私が言うのもなんですが、港湾計画というのは施設をつくる計画のほうなのです。建物の一つ一つが何かを言っているのではないですよ。例えば岸壁を何メートルつくとか、防波堤がこのように必要だからこうつくとか、または陸上部分では緑地をつくる必要があるとか、それらを総合して勘案して位置づけることができる根拠にもなるのだけれども、これができなければ確かに違法なのです。

だから、何で急ぐかと逆に聞いたのです。そのことは前回の改訂から随分と時間があいていますので、改訂が必要ともわかりますが、費用が費用ですから、来年行う予定ですか。私は港湾計画をやめろと言っているのではないです。クルーズ船の計画が済んだのであれば、急ぐ必要がわからないだけです。急ぐ理由があればお示してください。

○（産業港湾）事業課長

現行の港湾計画は、平成9年に改訂されてから20年以上経過しております。港湾計画は港の開発、管理、運営の方針を定めた行政指針であります。施設計画を位置づける側面のほかに将来に向けて取り組むべき方針を明確にすることで、地元港湾関連企業の経営の持続、拡大を促すとともに新たな企業進出を誘導するといった側面もあり、港湾管理者として時代に即した計画を持つ意義は大きいものと認識しております。

この考えに沿って、現状の課題や諸情勢を勘案した上で港湾計画を改訂する必要性は高いものと考えております。

お尋ねの改訂を急ぐ理由につきましては、特に第3号ふ頭及び周辺の再開発を進めていく上で、港湾計画の改訂は必要であることから早期に行うものであります。

○中村（誠吾）委員

もっと具体的に聞きたいけれども、委員会で仲間に聞いてもらうかもしれません。

いずれにしても、きっと計画は補助金の対象にはならないと考えています。そうすると、この財政の厳しい小樽市の中で、市の単独費になるのではと考えています。慎重な対応をお願いします。

それで、次の質問ですが、では、客船岸壁の整備のスピードと時期を逸したということの認識について確認したいのです。

まず、森井前市長就任時から小樽港のクルーズ船の入港数と北海道での順位を各年でお示してください。

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽港のクルーズ船の入港数と北海道での順位につきましては、平成27年20隻、道内順位が1位、28年25隻、道内順位2位、29年25隻、道内順位2位、30年、これは予定になりますが21隻、道内順位2位となっております。

○中村（誠吾）委員

前も調べてもらったのですが、そうなのですね。小樽港のクルーズ船の入港数が10年ぐらい1位だったはずなのです、たしか。

そこでお聞きしますが、現時点の情報でいいです。今後変更も出るでしょうから、来年平成31年のクルーズ船の入港予定数を小樽港と函館港について比べてお答えください。

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽港は30隻程度、函館港は、正式には発表されておりませんが、情報収集したところ50隻程度と思われます。

○中村（誠吾）委員

そうなのです、大幅に函館港に抜かれていっているのです。クルーズ船の入港予定というのは乗船客の集客の関係もあるから、国内船なら1年前です。外国船なら2年前に決まると聞いています。要するに、予定の決まるこの3年ぐらいのポートセールスの影響が出ていることがわかります。前市長の3年3カ月ですよ。

そのような状況の中で、ポートセールスはしないし、港湾整備もしない。どうなりますか。どうしてしまったと思いますか、あの方のせいで。北海道の港湾整備は、ある程度、毎年一定ですね。だから、小樽港で整備しないその費用は、他の港に回ったのです。ライバルたちの施設の完成が早くなったのですよ。その関係もあるかもしれませんが、行った方はわかると思います。函館港の函館駅のすぐ背後の客船岸壁が来年からもう使えるようになるのです。大幅に抜かれていくのですよ、3年3カ月、あんなことをしたから。

それで、前市長の判断だけではないと思うのですけれども、説明員の皆さん、市職員の皆さん、聞いてどう思いますか。これだけ大事なのですよ、見据えていった計画というのは。

市長、今後のポートセールスと港湾整備について何かお考えがありましたらよろしくお願いします。

○市長

埠頭整備とクルーズ船の誘致に対する私の考え方ではありますが、埠頭の整備については今整備しておりますので、水深が10メートルになりますと13万トンクラスの船が接岸できるという、ここまで来ていますけれども、御指摘のとおり、確かに函館は工藤市長がこの間、トップセールスを展開しまして、随分とクルーズ客船の寄港がふえているという感じはいたしております。これはもう都市間競争です。

ですから、御指摘のとおり国の予算なども多分、随分と函館市に投入されたと思いますが、一方で釧路市あたりも非常に一生懸命やっています、今、寄港がふえているという状況にありますので、私としても、クルーズ船だけではありませんけれども、ポートセールスには精いっぱい取り組みながら、この間のおくれは取り戻していきたいというふうに思っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

実は、いろいろなアイデアの中で頑張っていらっしゃると聞いたので、小樽港から食材を船内に入れてもらいたいということに関しては、港湾室に聞いたら少しずつもう回転しているということです。要するに現在の小樽の貨物量は1,100万トンですから、フェリーですよ、1,000万トン。100万トンは石油だとかセメント、あと中国から来るコンテナ船の中は生活家具なのです、これはほぼ。だから、これは最終消費のもので、人口が頭打ちだとほとんど伸びないという可能性もあるものですから、まず今、市長に言っていたとおり、ポートセールスもいろいろな視点から行っていただきたいと思いますので、これはよろしくお願いします、私の質問を終わります。

○林下委員

◎地域公共交通について

私からは、地域公共交通について質問をさせていただきます。

ふれあいバス事業や地域公共交通については本会議でも質問をされておりますし、市長からも答弁がござい

たので、中央バスとの信頼関係という部分では、市長がおっしゃったとおりの状況だというふうに私たちも理解をいたしております。

それで、私たち議会としては、この間、ふれあいバス事業や地域公共交通については、市民の重要な移動手段になっていただいている北海道中央バスとの信頼関係は重要であるという認識のもとに、その認識を共有しながら法定協議会を早期に設置することを求めてきたところであります。市長からは、法定協議会も年度内に素案をまとめるとの決意が示されておりますが、小樽市の公共交通を維持するためには、私は今、考え過ぎかもしれないですけども、例えば J R 北海道と関係自治体との協議会、こういった状況を見ても、なかなか国土交通省から前向きな答えを得られていない、そういった状況がある中で、仮に国に対して何らかの支援、法定協議会で支援を求めた場合、小樽市の恵まれた交通環境でありますとか現状を踏まえて、必ずしも協議会の結論に従った国土交通省の判断が示されるとは限らないのではないかと、私は心配しているところであります。

小樽市として、国土交通省のこういった判断が示された場合、どのような対応策といたしますか、次善の策といたしますか、そういったものを考えておられるのか、あったらお示しいただきたいと思います。

○（建設）角澤主幹

ただいまの御質問につきましては、現在、地域公共交通網形成計画の策定中ということがございまして、取り組むべき事業につきましてはこれから決めるということで、まだ決まっておりませんで、どの事業が補助の対象になっていくかということは、現段階ではお示しできない状況にございます。

具体的な事業の実施につきましては、さまざまな補助金の中でメニューを探しながら利用できるものは申請をして進めてまいりたいと、そのように考えております。

○林下委員

利用できるものは利用していきたいという、そのお考えは当然だと思うのですが、やはり小樽市というのは非常に公共交通に恵まれて、歴史的な背景を考えても非常に公共交通を利用する風土といたしますか、そういったものが定着している。そしてまた、特に最近、800万人にも及ぶ観光客が、公共交通が恵まれていればこそ、こういう観光客数が維持されているというふうに私は考えるのですけれども、そういったことを考えますと、全国的な状況とは、同じ公共交通をめぐる状況を考えて場合でも、小樽というのは特異性があると思うのですが、その点についてはそういった認識はございますでしょうか。

○（建設）角澤主幹

他都市の状況等を確認いたしますと、路線数や便数、バスに関してですが、そういったものが多いということは、数値的な調査ということはしておりませんけれども、近隣町村と比べても小樽の場合は充実しているというふうに、比べてもそう感じているところでございます。

○林下委員

◎ふれあいバスの制度設計について

次に、ふれあいバスの制度設計について、中村誠吾委員の本会議の質問にもありましたので、そのときの答弁を引用いたしますと、今後の制度設計については、厳しい財政状況を踏まえて事業の抑制や利用促進の観点などを考慮し、事業者との協議の上、持続可能な制度となるよう見直しを進めていくとの考えが示されております。

私は、もう4年ほど前になりますが、予算特別委員会で、ふれあいバスの今後の事業継続のための提言として、一つには小樽市の負担の問題もありますけれども、利用者の車内事故防止や乗務員の負担軽減、制度の見直しなど、利便性の向上に資するために、ふれあいバスにもカードシステムの導入を検討してはどうかと質問いたしました。当時の副市長は、現在、札幌市が導入のためにシステムの改修を検討しているので、状況を見ながら札幌市のシステムの利用が可能かなどの課題を見据えながら導入を検討していきたいという答弁がなされておりますけれども、現在の判断としては、導入に向けて検討しているのかどうかお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

札幌市のシステムを利用したり一部改修する場合でも、その改修や維持を含め相当な経費がやはり必要になることから、どちらかという、新しいものをつくるよりは現在発行されているＩＣカードをどのような形で使えるかを検討するのが一番現実的な手法と思います。

引き続き、できるだけコストをかけず、交付、手続方法も煩雑にならないような仕組みを考えていきます。

○林下委員

恐らく事業者側もいろいろな考え方があると思いますし、ここはぜひお互いに利用しやすい、そして、先ほど言ったように事故も防げるというような観点から、ぜひ検討を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎地産地消エネルギーの導入について

次に、胆振東部地震に伴って、このたびのブラックアウトの関係で、国の調査機関なり研究機関が、北海道では再びブラックアウトが起きる可能性があるということを指摘しております。北電は現在も節電を呼びかけておりますし、そうした状況を踏まえて、道内では民間企業が先行する形で地産地消エネルギーの導入に向けた動きが加速をいたしております。

私も第３回定例会の予算特別委員会で、小樽市としても避難所や公共施設に対する地産地消のエネルギーの導入の検討を進めてはどうかという質問をいたしましたけれども、たまたま医療機関から、非常に今回のブラックアウトでは医療機関としては生死にかかわる重大な問題があり、早急に対策を考えなければならないが、どのような方法がいいのだろうかというお尋ねもありました。

小樽市として地産地消のエネルギーの導入について、検討はその後進んでおりますかどうか、確認をしたいと思っています。

○（生活環境）環境課長

私から、市として地産地消エネルギーの導入について検討が進んでいるかという御質問についてお答えしたいと思います。

今回のブラックアウトの経験を踏まえまして、北海道電力の電力供給だけに頼らず、企業ごと、あるいは施設ごとに停電時などの不測の事態に備えた対応を考えることが重要であるというふうに考えてございます。そのため、太陽光発電などの地産地消エネルギー、あるいはガス発電などの非常時においても自前で電力を賄えるシステムについて、国ですとか北海道から情報を収集し、調査研究してまいりたいというふうに考えてございます。

加えまして、石狩湾新港地域においては、近年、民間企業による風力発電施設の計画ですとか建設が進んでおりますので、このような民間の活力を生かして、市としても協力できるものは協力してまいりたいというふうに考えてございます。

○林下委員

検討しているということで理解いたしますけれども、例えば、私が今質問した医療機関だとか、あるいは市民からブラックアウト対策について問い合わせなどはあるでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今、市民の皆様や医療機関等ということでございましたけれども、私からは今回の停電対応に関しまして、市民の皆様から電源対策に関する相談等があったかについてお答えいたします。

特に現時点で、市民の皆様から発電機等の電源対策に関する問い合わせ等はございませんでしたが、今回の我々が行いました避難所での対応を課題として、避難所に発電機や仮設照明の配備が一定程度必要だと考えております。まずは、今回の停電対応で開設した避難所や、議会議論で御指摘のありました小樽駅周辺の避難所については、これらの発電機や仮設照明について計画的に整備していきたいというふうに考えております。

また、本市の大規模停電対策につきましては、地域防災計画に記載することを目的といたしまして、現在、北海道電力小樽支店と調整中であります。

○（保健所）保健総務課長

医療機関の部分ですけれども、保健所に対して医療機関からの問い合わせ等はほとんどないものですが、非常用電源の設備がない幾つかの病院と話をした中では、それぞれ施設の事情というものはあるのですけれども、非常用電源の整備を検討中ですか、あと最低限の電源を確保するためにポータブル発電機等による対応など、そういった停電時の対応の準備を進めていると聞いております。

また、相談の中で、条件はありますが、経済産業省の資源エネルギー庁が行っている補助事業というものを、これは新谷委員から私たちも情報提供を受けたものですが、そういった既存の事業を紹介するなどして、そういった対応をしているところであります。

また、保健所としまして、各医療機関に対して保健所で作成した長期停電時の冬期間の暖房の確保などについて対応に関する手引というものを作成しまして、11月に各医療機関に送付したところであります。

現在、各医療の防災体制ですとか、今回の災害における復旧状況を把握するため、北海道の保健福祉部地域医療推進局による各機関の防災対応等に関する調査が実施中でございます。この結果のフィードバックが保健所にも来ると聞いておりますので、そういったものも踏まえて今後とも対応を医療機関と話し合っていければと思っております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○秋元委員

◎第7次小樽市総合計画について

それでは初めに、第6次小樽市総合計画の実施計画において見込まれていた事業費ですけれども、この事業費で執行率や目標値に対して達成度の低い事業はどのようなものがあるのかお知らせください。

○（総務）企画政策室品川主幹

第6次総合計画の実施計画の事業費につきましては、まず前期実施計画、平成21年度から25年度、これの合計額として整理はしております。ただ、これがまちづくり五つのテーマに基づきまして、五つのテーマ、生涯学習ですとか市民福祉、生活基盤などございます。それぞれテーマごとに合計額を出して、その計画事業費と実績の事業費の比較をしているものでございます。

それで、現在、毎年度というのは整理はしていないところですが、今、資料としてまとまっているものとしては、この前期実施計画の合計額ということになります。これでいきますと、達成度が低かったものとしましては環境保全分野が計画事業費に対して実績値が95.2%ということになってございます。

○秋元委員

随分ざっくりとしたお答えだったのですが、達成度の低い事業はどのようなものがあるのかと聞いたのですけれども、環境保全分野で95.2%、これは事業費の執行率ということですよね。

○（総務）企画政策室品川主幹

大ざっぱ過ぎて大変申しわけございません。事業費の執行率ということでございます。

先ほどの補足説明をいたしますと、なぜ環境保全分野で執行率が低かったかといいますと、例えば北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金の減少ですとか、小樽公園の再整備事業の整備費用が平成26年度以降になったことに伴う減といった理由がございます。

○秋元委員

では、ほかの事業は、事業費の執行率でいくとかなり高い状況にあると、執行率がですね。

そういう状況を考えると、その結果を今後どういうふうに分析して、第7次総合計画に反映させるのかという質問だったのですが、今回、全ての議員の総合計画の質問を聞いていないので申しわけなかったのですが、そもそも基本計画策定のスケジュールというのはいつぐらいまでに作成される考えなのか、これを先にお示しいただけますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

基本計画の策定スケジュールでございますけれども、今、庁内に策定に着手したところでございます。各部に策定の依頼を始めたというところでございます。そして、今年度中に基本計画の庁内としての案を取りまとめまして、総合計画審議会に諮問しまして、また、その審議会の審議を経て、来年の夏ごろに策定しまして、来年の第3回定例会で策定の報告をするという予定でございます。

○秋元委員

そうすると、第6次小樽市総合計画の全体的な事業の分析というのは、なかなか厳しい状況といいますか、第7次総合計画の基本計画を策定するまでには分析し切れないということではないでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今、御質問の趣旨が平成30年度までの第6次総合計画の後期実施計画の事業費という観点ということでしたら、確かに30年度全部完了する前に基本計画の策定を始めますので、その部分は生かさないのかなということになりますけれども、実際に、その計画事業費に対して事業費の実績値を比較しても、なかなかその次に生かすべきものというのは見出しにくいのかなというふうには感じているところでございます。

それで、第7次総合計画の策定に当たっては、28年度に試行として行いました行政評価、施策評価、それを第7次総合計画策定に当たっての第6次総合計画の点検というふうに位置づけてございます。

○秋元委員

何が言いたいかというと、そもそも前期実施計画の分析をされて、以前からそうだったのですけれども、やはり事業費の執行率でしか、なかなか答えが返ってこない。私は以前からどういう効果があったのかということを質問してきたのですが、なかなかそれが押さえ切れていないということで、答弁としては、これまでは事業費の執行率ということで答弁をいただいております。そういう上で、私は以前から事業評価のお話をさせていただいてきたのですけれども、実際、第6次総合計画の各事業の効果といいますか、分析をされて、本来であれば第7次総合計画に反映させるのが私は筋ではないのかという考えなのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

各事業の分析というのも、これはもちろん大切な観点ではあるのですが、第7次総合計画については、まずその施策ごとにそれぞれ目標を立てまして、その施策の目標を達成するにはどういった事業を展開していくのがいいのかということ、これは毎年度の予算編成の中で効果的な事業を組み立てていくという考えでございますので、それぞれの事業で検証というのは行っているかと思いますけれども、それで、それぞれの事業でより効果が出るようにというふうに見直しをかけていってもらいたいというのはありますが、それ以外に施策の目標を達成するためにはどういった事業の組み合わせがいいのか、そういったものもあわせてその計画を推進していく中で考えていくべきというふうに考えてございます。

○秋元委員

そこで、各政策、各施策、各事業の登載に当たって、優先順位というのは何を根拠に、どのように判断して第 7 次総合計画の基本計画に登載するお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほど、基本計画の策定に着手したところと申し上げましたけれども、各部に基本計画に登載する事業の考え方、これについてはその施策目標を達成するための主な事業に登載してくださいというふうに依頼しております。

ですので、各部において基本計画に登載される事業というのは、第 7 次総合計画期間中に行うべき重要な事業だという観点で、まず登載されるものというふうに考えております。

ただ、その中でもどれが重要なのだというのは、今後、基本計画を取りまとめていく中で見せ方、例えばこれが重要だというふうな印をつけるですとか、そういうような見せ方はこれから検討してまいりたいと考えております。

○秋元委員

ということは、事業の優先順位をしっかりとつけていくというお考えでよろしいのですよね。確認させていただきます。

○（総務）企画政策室品川主幹

どこまで明確に細かくそれを表示できるかというのは、今の段階では何とも申し上げられないのですが、ある程度はその重要度が見えるような形でというふうには考えてございます。

○秋元委員

それで、基本計画の策定に当たってというところの 10 ページに第 6 次総合計画の市民アンケートの調査結果が載っておりまして、これを見ると、この表の中では一番重要度が高く、一番満足度の低いものが「雇用・労働」になろうかと思うのですが、当然、今言われたように、優先順位をつけていくとすれば、このような市民の考え方、満足度が低いと、重要度が低いというような考えの市民のアンケート結果というのは、当然、総合計画の中に反映させていくのか、また、予算も当然それなりに配分していくような、そういう考え方になるのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

この市民アンケートの結果によって、その満足度が低く重要度が高い領域、これが市民の意向から見ると、やはり一番力を入れていくべき領域だということになりますけれども、それをどのように基本計画の中で表現するかというのは今後検討してまいります。

実際の予算配分を手厚くするべきですとか、そういった考え方につきましては、これだけではなくて、これはあくまでも市民アンケートの結果でありますので、ただ、仮説としては、こういった今は満足度の低いところ、ここに重点的に力を入れていくということによって、市政に対する総合満足度を効果的、効率的に上げられるのではないかと仮説が成り立つかと思っておりますので、実際の予算配分だけではなくて、いろいろな要素が入ってきますので、今ここですぐに、ここを手厚くしますという考えを打ち出すのは難しいとは思いますが、一つの根拠、検討材料になるのかなとは考えております。

○秋元委員

それで、総合計画の基本構想の 14 ページにあります「市政運営の基本姿勢」の 2 になりますけれども、その中で、「ますます多様化する行政需要に対応するため、行政評価を通じて「何を行ったか」よりも「どのような効果もたらされたか」という成果を重視した市政運営の推進を図る」とされていますが、その場合、他部署の事業との関連づけですとか、この事業の管理が必要になってくると思いますが、その方法について、現段階で何か考えというのはあるでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

事業の関連性でございますが、今後行う予定をしております行政評価、施策の評価を予定しておりますが、当然、

施策をまたいでの関連性のある事業もあるかは認識しているところでございます。

ただ、管理ですとか考え方については、現在、定めてはございませんので、施策の評価を行っていく中で整理していきたいと考えております。

○秋元委員

効果を重要視するのであれば、やはり他部署にわたっての事業の検証というのは非常に重要だと思うのです。これまで行ってきた事業評価の中でも、評価調書を見せていただきますと、やはり一つの事業だけでは賄い切れない目標ですとか目的みたいなものがあって、他部署とのしっかりした連携がなければ、事業の管理がなければ、どのような効果が本当にあったのかというのがなかなか、事業単位ではわかるかもしれませんが、効果ということになると、これはわかりにくいのだろうという部分で、ぜひこの他部署にまたがる事業の関連づけですとか管理をしっかりと行っていくような仕組みをつくっていただきたいと思います。

次に、同じく基本構想の「人口減少・少子高齢化への対応」という部分の「2 将来人口への適応」、これは文言的にも私はしっかりこない部分があったのですけれども、それはいいとして、まず、「住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備」、これは具体的にどういうことを示しているのかお答えいただけますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

ここの文章の意図としましては、主に高齢者の健康づくりですとか生きがいつくり、あと高齢者の生活を支えるための医療・介護連携ですとか、そういった主にソフト事業を念頭に置いたものでございます。

○秋元委員

住みなれた地域で暮らし続けられるというのは高齢者に限ったことではなくて、若い方々も当然いるわけです。これはなぜ高齢者の方々に限ったのか、お答えいただけますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

ここの項目の「将来人口への適応」というのが人口減少、それと人口が減っていくものに合わせていこうというまちづくりの考え方、それと高齢化率が上がっていきますので、それをいかに地域で支えていくかという考え方、その二つが主眼にありますので、ここでは高齢化率がこれからも上がっていくであろうということで、主に高齢の方が住みなれた地域で住み続けられる、住み続けるためにはこういった体制づくりが必要だろうと、環境づくりが必要だろうということで考えた部分でございます。

ただ、住みなれた地域でというのは、委員のおっしゃるとおり高齢者だけではないのかなということもありますので、そういった対応も必要かは考えております。

○秋元委員

それで、「将来人口への適応」の部分で、ここにも書かれていますけれども、「時代に合ったまちづくり」、「少子化対策の効果が現れても、本市の人口は高年齢層が多く低年齢層が少ないことから、長期間にわたり高齢化と自然減が続く」ということです。「将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応し、安心して快適に住み続けられるまちを目指します。」ということですが、「高齢化に対応する、健康で生涯活躍できる環境づくりや地域の支え合いの仕組みづくりなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に努めます。」ということですが、この部分では将来人口が減っていった、間違いなく税収も減っていく中で、市民が住みなれた場所で暮らすためのインフラ整備、これは当然発生してくるというふうに思うのですが、このインフラ整備などについて、維持、更新に関する考え方というのは具体的に今はどのような考えをお持ちでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

全体的な考え方ということにはなりますけれども、インフラ整備、これは老朽化もしておりますし、今後の人口規模に対応してダウンサイジング、縮小、今後の将来負担が余り過大なものにならないように、そういったダウンサイジングできるものはしていくといった考え方もございますが、やはり必要な整備は行っていくというふうに考

えてございます。

○秋元委員

それで、私はどうしてもわからない部分がありまして、「将来人口への適応」の中で、「住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備」とうたっております。しかし、一方で、テーマ4「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」の施策3「住宅」で「まちなか居住の推進に努めます。」というふうにありまして、これは相反する考え方なのではないかと。

小樽市は、今さら言わなくても、銭函から蘭島まで相当長い海岸線もありますよね、六十数キロメートルでしたか。また、港町から最上までの地域もありますよね。そういうことを、こういう特異な長ひょろい形をした小樽市の中で、住みなれた地域で住めるようにインフラ整備も、この前の質問で聞きましたけれども、していくと。

しかし一方で、まちなか居住も進めていくというふうに、少し相反する考え方がこの基本構想の中に混同してしまっているのではないかと思いますのですが、これについてはどのようにお考えですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まちなか居住の考え方自体は以前から打ち出しているもので、これは利便性の高いまちなかの居住、今後、高齢化も進みますので、そういったことで車に頼らずに徒歩圏で利便性の高い生活をしたいと、そういったニーズもあるであろうということで、これは引き続き推進していくという考え方でございます。

ただ、考え方としましては、それは一律に市内全域からまちなかに人を集めようとか、そういったことではなくて、あくまでまちなか居住の利便性の高い暮らしをしたいというニーズに応えようというものでございまして、もう1点の住みなれた地域で暮らし続けられるということですけれども、これは、「将来人口への適応」の部分にも、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約されて交通ネットワークで結ばれるという記載をしておりますけれども、これは主に周辺地域で、このまま人口減少、このまま放置しておきますと、またどんどん密度が下がって生活利便性が低下していくおそれがあるということから、その周辺地域での、住みなれた地域で日常生活が完結できるようにするには、ある程度その拠点拠点に都市機能、生活利便施設ですとか、そういったものを集約していく、そういったことで日常生活における利便性が維持できるのではないかという考え方ですので、こちらとしましては矛盾したものとは考えてございません。

○秋元委員

そこがどうしても理解できないのです、申しわけないです。

先ほど利便性の高い中心市街地に住みたいという市民のニーズに応えていくのだという話でしたけれども、ただ、応えていくというより一歩超えて、このまちなか居住を推進するというと、どちらかというと、以前よりありましたコンパクトシティ化を考えているのかなと、イメージされているのかなと、そういうふう思うのです。

ただ一方で、その中心拠点地域を交通網で結ぶと、それも考え方としてはわかるのです。ただ、それが小樽市の市政運営全般について、指針となる最上位の計画とする総合計画の基本構想でうたわれているのが理解できないのです。推進するということは、やはり町なかに住むことを進めていくということです。ニーズに応えるということに進めていくという、少し強い意味のイメージを持つのですけれども、そういうことではないのでしょうか。

これはいろいろと、第6次総合計画とかも読ませていただきましたが、都市的利用、今回からこの中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指すというのは、今回、第7次総合計画から盛り込まれた文言なのです。第6次まではこういう言葉はなかったのですよ。ですから理解できないということで説明いただいたのですけれども、もう少し、どうしてこういう考え方になったのか、第6次になかったのに第7次に盛り込まれた要因というのはどういうものなのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

先日、市長からも説明がありましたけれども、コンパクトという言い方ですね。これまでは、ともすれば一極集

中型、同心円状の都市構造、そういったものを意味する言葉として従来使われていた部分が多いのかなと、国とかでも、というふうに考えてございますが、最近、国でもコンパクトと言えば、中心部に一極集中というのはなかなか現実的ではないだろうということで、いわゆる拠点が複数あって、それらを交通ネットワークで結ぶという多極ネットワーク型のコンパクトシティという言い方をしておりますけれども、本市においても、この東西に長い地形ですとかを踏まえると、そういった都市構造が小樽にも適しているのではないかとということで、このような表現しております。

ただ、コンパクトといいますと、それが一極集中型なのか、複数の拠点への多極型なのかといったことがなかなかわかりにくいということで、コンパクトという表現は避けて、このような中心拠点と複数の地域拠点にというような書き方で表現しております。

その意図でございますけれども、先ほども申し上げましたが、人口減少がこれからも進むということが想定されます。それで、今のままの市街地の広がりでは民間のサービスや行政サービスなど、そういったものの維持が難しくなってくるおそれがあるということなので、分散しているものをある程度集約していこうと。そして、それを交通ネットワークで結ぶことで、市内全域で利便性が確保できるのではないかとということで考えまして、このような考え方を打ち出したというところでございます。

○秋元委員

私は、インフラ整備も含めて、やはりその両方の考え方というのは相入れないのではないかとということでお話しさせていただいたのです。考え方は十分にわかりますし、両方のまちなか居住もわかりますし、その地域の拠点を交通網で結ぶと、これもわかるのです。ただ、小樽市にその考え方が合うのかという観点から言えば、インフラ整備のことを含めて考えると、それは少し厳しいのではないのかという私の考えです。これは私の意見としてお話しさせていただきました。

次に、今後、第7次総合計画の基本計画に各事業を登載されていくと思いますが、先ほど来、事業評価のお話もされてきました。以前には、スクラップ・アンド・ビルドですか、こういうお話もされていましたが、まず、そのスクラップ・アンド・ビルドというのは今まで何度も聞いてきたのですが、ただ発信するだけではなくて、どういう手順で、スケジュールとしてどういうふうに行っていくのか、事業見直しまでのスケジュールをお話しいただいて、私の質問は終わります。

○（総務）企画政策室布主幹

スクラップ・アンド・ビルドのスケジュールについては、今時点で決まったものはございませんが、今後、行政評価の仕組みを構築していく中で整理をさせていただきたいと思っております。

あと基準についてでございますが、こちらの基準も明確に定まっているものはございませんが、行政評価を実施していく中で、評価の結果なども踏まえながら考えてまいりたいと考えております。

○齊藤委員

◎第7次小樽市総合計画の策定と小樽市文化芸術振興基本計画の改訂について

第7次小樽市総合計画の策定と小樽市文化芸術振興基本計画の改訂に関連してお伺いいたします。

まず、文化芸術関連ですけれども、改訂すべき部分というので伺ったのですが、担い手不足が加速していると。子供たちへの伝統文化の継承が例として挙げられているのですけれども、抽象的だと思うので、具体的にどんな課題があるのかという部分を伺います。

○（教育）生涯学習課長

ただいまの御質問で主な課題についてですけれども、文化芸術を行っている各団体からのお話によると、やはり子供の参加というのが非常に少ないというようなお話を聞いております。その中で、こちらとしての具体的な取り

組みとして、松前神楽とか向井流水法などの指定文化財の保存の観点から、小樽の子供たちが地域の歴史・伝統を学ぶ事業を開催していることや、学校において、琴の芸術家を派遣する文化芸術による子供の育成事業、そのほかにも民俗芸能や日本舞踊、茶道などの伝統文化を親子で学ぶ機会をつくって、体験機会を通じて伝統文化を活用した伝承活動に努める取り組みが必要であると考えております。

○齊藤委員

あと一般質問で、その進捗状況を伺ったのですが、文化芸術審議会へ総括表の提示をしているという答弁があったのですが、それだけでいいのかというのがありまして、より広く周知、公表をする必要があるのではないかとということで、来年度、その総括表の見直し、成果指標の設定等とあわせて、その公表の範囲といいますか、周知等についても検討してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

ただいまの公表についてでありますけれども、進捗状況の総括表の見直しを行う中で、何らかの形で公表についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○齊藤委員

もう 1 点、入門的な講座ということで、生涯学習プラザレピオのはつらつ講座というのは大体わかったのですが、生活環境部所管の勤労女性センター、それから勤労青少年ホーム等で、生活講座とかやんぐすくーる講座というのが行われていると。その行われることはいいのですが、ただ、いわゆる生涯学習課の範疇の中では社会教育主事や学芸員など、そういう社会教育の専門職員がいろいろかかわって企画等に携わると。

生活環境部所管の施設での講座については、そういった社会教育専門職員の関与みたいのが少し難しいのではないかと思いますので、その辺はどうなっているのでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

生活環境部所管のということで、勤労女性センターで生活講座というのを行っております。これにつきましては、内容の決定というのは職員が行っておりまして、受講生のアンケート結果ですとか、それから民間団体も含めて他の実施機関で行っている講座など、そういうのを参考にしまして、ニーズをつかみまして企画をしているところでございます。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

やんぐすくーる講座のお尋ねについてでございますが、勤労青少年が余暇を有意義に過ごせるよう、利用者からの要望やアンケート、そして他市の施設の講座を参考に職員が企画しているところでございます。

○齊藤委員

そういった場合でも、いわゆる社会教育的知見といいますか、文化芸術的な、専門的な見地からの、そういう企画等に対する関与というか参画というのはあってしかるべきではないかと思うのです。そういった専門的な部分についての知見というのは生かされているのでしょうか。

○生活環境部長

勤労女性センターと勤労青少年ホームのそれぞれ生活講座、やんぐすくーる講座ということで実施しておりますけれども、これはもともと勤労女性センターあるいは勤労青少年ホームの設立の意義、その部分から勤労青少年に関する講座であったり、あるいは女性にかかわるところの講座ということで進めてきていて、その中に確かに社会教育主事ですとか、そういう方は入っていないのですが、それぞれ団体、勤労女性センターについては共同参画の関係ですとか、勤労青少年ホームにつきましてもそれぞれの青少年ホームの運営協議会ですとか、そういった中の意見を吸い上げる形で行ってきているということでございます。

ただ、今後の部分で社会教育主事ですとか、そういうような関与が必要かどうかということも含めて、生涯学習課とは連携できるかどうか考えてまいりたいと思います。

○齊藤委員

文化芸術の施策として行われるということを考えると、そういった部分でも、そういう社会教育的な見地からの参画というのでも検討していただければというふうに思います。

もう 1 点、ネットワークづくりの部分で、文学館、美術館と小樽商科大学との連携ということで、連携協定を締結して云々というのがあったのですけれども、もう少し具体的に、いつ、どういうことが行われて効果があったのかという部分をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）次長

文学館、美術館のネットワークの関係ですが、商大との連携につきましては、平成26年9月24日に博物館と文学館、美術館と3館合同で連携協定を結んだのですけれども、その連携に基づきまして、現在まで行われてきました具体的事例といたしましては、各館における特別展、企画展などの展示の実施に当たりまして、商大からの学術的見地からの解説文やパンフレット等への寄稿などを担当していただいているということがございます。

また、現在進行中のものでで筆すべきものとしては、文学館のパンフレットを英語、中国語、韓国語の多言語化を今進めておりまして、その翻訳等の業務に商大の協力をいただいています。

また、直近で代表的なものとしたしましては、美術館がスウェーデン芸術祭のプロモーション支援に商大の全面的な協力をいただきまして、SNSを使ったPRや関連企画の実施などを担っていただいたということがございます。また、このほか、各館の学芸員を商大の講義に派遣しているということもございます。

○齊藤委員

こういうのは、ぜひ今後とも充実させていただきたいと思います。

それで、総合計画との関連の部分ですが、本計画、本計画というのは文化芸術振興基本計画ですけれども、本計画にかかわる部分というのは、総合計画の中ではテーマ6「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）」という項目ですが、今回、答申との関係で原案が修正されたというのは、施策1の部分で、社会教育で答申の59というところで、増加している高齢者のQOL向上の観点というのが取り上げられまして、豊かな人生を送ることができるという、その生涯学習の目的の部分に明文化されたということですが、その他、社会教育では、その生涯学習がカルチャーセンターのようなものだけでなく、仕事のスキルアップにつながり、その成果が社会へ還元されるようなプログラムの質や種類の充実、これが基本計画に反映が検討されると。

あと、文化芸術関係で、小樽に貢献しようとするアーティストに市民が気づき、活動の継続に適切なケアを行うというのが基本計画に反映が検討されると。それから、国際交流のところで、姉妹都市交流とか外国語の教育、それから市内在住外国人との交流の充実という、機会の充実が基本計画に反映が検討されると、三つ、四つあるのですけれども、まず、高齢者のQOLの観点というのは当然と言えば当然で、もっともなことだと。

仕事のスキルアップのところは、非常に現役世代にかかわって生涯学習というものに注目をすべきだということで、これは大事な観点だと思うのですが、企画政策室の総合計画担当としては、その理由というか、理由づけみたいな部分はというふうにつまえていますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、高齢者のQOLの観点は総合計画審議会の委員からこのような御意見がありまして、これは確かに非常に重要な視点だというふうに考えております。

それで、この豊かな人生を送れるようにという文言を追記したものは、もともと社会教育の観点、そういったQOL、生活の質の向上といった視点は織り込まれているものとは考えてはいたのですけれども、こういった貴重な御意見がございましたので、教育担当部とも相談しまして、ただ、生涯学習、高齢者だけではないというのもありますので、高齢者というのはあえて入れずに、QOLの向上というものをより明確にあらわせるようにということで、豊かな人生を送ることができるようにというふうにならざるを得ないというふうにございます。

またもう一つ、現役世代向けの仕事のスキルアップ、これも大事な観点ではございますが、ただ、これは実際に、もう少し施策の具体の内容に入るのかなということで、基本構想にはもうこういった観点も織り込まれているということで、特に具体に追記はせずに基本計画への反映を検討するという整理にしたところでございます。

○斉藤委員

その仕事のスキルアップという部分にかかわってですけれども、いわゆる現役世代に対する生涯学習ということで、その前段、いわゆるカルチャーセンターのようなものといって、少し何かマイナスイメージで捉えられているみたいですが、むしろ現役世代にとって、例えば現代詩の鑑賞だとか、あるいは小説の読み方みたいなことだとか、美術作品の理解や鑑賞みたいな、いわゆる一般的にカルチャーセンターのようと言われることはあるのですが、むしろ現役世代にとってこそ、そういったいわゆる基礎的な、人間的な教養というか、そういったものがむしろ大事ではないのかと。もちろん、その仕事のスキルアップというのも必要で、そういうことが生涯学習の中で取り上げられていいのですけれども、現役世代であればこそ、そういう人間的な、基礎的な教養みたいな部分も本当は大事ではないのかと、そこをいわゆる高齢者のＱＯＬみたいに単純に見ていくのではなくて、その現役世代の部分についても、しっかりそういった本来の生涯学習の中での文化芸術施策みたいなものがもう少し取り組まれていいのではないかと私としては思うのですが、その辺の見解を伺って終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

審議会からの流れということで私からお答えさせていただきます。

審議会の中でこのような、少しカルチャーセンター的なものに否定的にもとれるような意見が出たというのは、実はこの審議の中ではパブリックコメントも題材になっていまして、その中でパブリックコメントを出していただいた方の意見としましては、個人的には高齢者福祉の視点で、これが最優先だと考えるというような御意見がありまして、それを受けて審議会の委員が、いや、それだけではないでしょうというようなことで、現役世代も大事だということでこのような意見が出されたものというふうに考えてございます。

あと、こういった審議会の意見ですとか、今の斉藤委員の御意見ですとか、そういったものも踏まえまして、今後、担当部で基本計画の内容を検討していくという流れになってございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 22 分

再開 午後 2 時 38 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○山田委員

◎高島漁港区における観光船事業にかかわる対応について

それでは、冒頭、先ほども高島漁港区だとか、ふれあいパスについての前市長のいろいろな事案がありました。我が会派でも前市長の参考人招致については、14日の委員会でお聞きして、欠席する旨の話を受けました。前市長は、今は私人でございますから、参考人の意見聴取についてはいたし方ない部分だと考えております。

ただ、このことについては、我が会派でも、やはり最後まで、何が正しくて何が事実としてあったのか、この点については、まだまだ事実を判明させることが必要だと考えております。

そのことについて質問させていただきますが、ことしの 3 月に退職した港湾室でのこの件にかかわる、例えば部長職、次長職、こういう方から 14 日には顛末書などを市長に出されたと聞いておりますが、退職したこういう職の方からも事情を聞くお考えはないのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）港湾室長

高島漁港区におけます観光船事業にかかわる許認可におきます法令違反の件につきましては、これまで答弁させていただいたとおりでございますけれども、産業港湾部が一連の経過を整理した事故報告書及び担当者への聞き取りにより整理したものでございます。

この事故報告書につきましては、退職されました当時の部長職、次長職の方々も内容を確認されているものでございますので、改めて事情を聞くことは考えてございません。

○山田委員

今、再度聞くことはないというお話でしたが、やはりこの部分に関しては、私はこの方々の処分も聞きましてけれども、余りにも処分が軽いと思いませんか。その点についてはいかがですか。

○（総務）次長

処分が軽いのではないかというお話でございますけれども、あくまでもそのときの事案に基づきまして、懲戒審査委員会で判断されたものでありますので、適当というふうに考えてございます。

○山田委員

そういう処分の仕方があるというのであれば、まさにその責任は前市長にあるのかなと私は考えております。

その点についてはいかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

今回の高島漁港区の一連の許可におきます法令違反につきましては、これまで代表質問での市長からの答弁、また委員会質疑において私どもからも答弁させていただきましたが、やはりスタートの段階、これは 5 月 17 日の市長との打ち合わせというところが一つのターニングポイントになっているわけですが、当時の港湾室の考え方はあくまでも港湾計画というものに沿っての考え方でございましたけれども、こういった考え方について、前市長は、これを割と軽視したような考え方を持たれて、許認可だけでこの事案に当たるような、そんなお話もあったということでございますので、そういう意味で言うと、やはりこの一連の問題におけます市長の指示というところは、やはり不適切な部分があったのではないかというふうに考えてございます。

○山田委員

要するに漁民を軽視して、その部分はやはり、港湾室としても市長の責任は重大だということで考えてよろしいですね。

○（産業港湾）港湾室長

今も答弁させていただいたとおり、やはり前市長の責任もあるものと考えてございます。

○山田委員

本当に私もそう思います。ですから、改めて申し上げますが、今、退職した方、また前市長もいない中で、誰が一体責任をとるのですか。そして、この話はもう退職した職員、前市長、うやむやになってしまうのが、一番市民が心配するところです。その点について、どうお考えですか。

○（産業港湾）港湾室長

今の御指摘の件についてでございますけれども、今回、私どもで、先ほど來說明させていただいております事故報告書、それから担当者から聞いた中で確認し御報告、また今回の一連の法令違反についての問題点というのも答

弁させていただきました。

基本的にはこういったことが今、私どもがわかっている事実でございますので、既に担当された職員の方々は処分されておりますし、この先どういったことになるのかというのは、私は今ここで説明はできませんけれども、この間、9月から11月の第3回定例会での市長の確認するという命令を受けまして、るる整理した中身では今回説明した内容が全てでございます。

○山田委員

私もずっと第3回定例会から前市長の行ってきた市政に対して検討、検証、悪いものは悪い、やはりそれをしてほしいということできずとて言ってきました。それが、今言われたように、やめたから仕方がないなど、市長が今検討すると言っているからもう少し待ってほしいということであれば待ちますけれども、実際にこのまま推移すると、臭いものにふたをして、そのまま終わってしまいますよ。それについてはどう考えますか。

○産業港湾部長

山田委員からの今のお尋ねでございますが、現状は我々も内容を調査しているという状況でございます。今、第1弾の今回の定例会では、あの内容まで確認できたということで、皆様の質問に対してお答えさせていただいたという状況でございます。

今後、新たなそういった事実、そういったものが出てきたときには、当然それに対する内容も十分検討しながら、その内容について責任をとるべき者が出てきた場合については、改めて責任の所在、それについては確認してまいりたいと考えております。

○山田委員

職員のそういう責任というよりも、私は前市長が責任をとると言ったのですから、それに対してしっかりとした態度を市長部局各位にはお願いしたいと思います。

◎PCB使用照明器具について

次に、PCB使用照明器具について何点か聞いてまいります。

先般、北海道環境生活部から、市内各事業所設置者にこのような通知がありました。PCB使用照明器具の保有等に関する調査票です。回答は12月末。もうことしの12月はあと何日かしかありませんが。この調査の必要性については、PCBはがんのリスクのある有害物質であることは皆さん御承知だと思います。この早期処理をしてくれというのですが、まず、本市で、この調査の報告をしているのか。またあわせて、一般家庭は対象外ということで私は聞いているのですけれども、このことについてお答えをお願いいたします。

○（生活環境）次長

PCBの保有施設におきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法という法律の規定がございまして、その保管については毎年6月30日までに後志総合振興局に保管施設名、保管場所、廃棄物の種類、型式、重量、保管状況、管理責任者の職名及び氏名を記載し、提出するということになっております。

また、一般家庭につきましてはということの御質問でございますけれども、北海道PCB処理事業所に確認したところ、一般家庭からは基本的には出ないと聞いております。その理由といたしまして、PCB油が混入されているものは業務用に特化されていると。大型の高圧変圧器や高圧コンデンサー安定器、こういったものであります。一般家庭の照明を初め冷蔵庫やテレビなどには使用されていないというふうな説明を受けております。

ただし、一般家庭からこういった問い合わせが寄せられた場合には、家庭ごみの取り扱いになりますので、生活環境部ごみ減量推進課に、この部分の疑問をお寄せいただければお答えしていきたいというふうに考えております。

○山田委員

次に、この調査に関してお聞きしますが、現在この調査については、どのような施設の調査が行われたのか、また、この保管に関する部分ではどのぐらい保管されているのか、それから今後の調査の予定など、改めてお

答えをお願いします。

○（生活環境）次長

調査に関しましては、まず平成12年度に昭和32年から昭和47年度に観光施設の照明機器の調査を行い、P C Bを含む照明器具を取り外して、一部の施設と小・中学校、水道局、病院を除いて、市役所の本庁舎にて保管をしています。その重量に関しましては、市役所本庁舎保管分といたしましては、2,727.3キログラムとなっております。先ほどの一部の施設とは旧し尿処理場でございまして、その重量は134.8キログラムという形で押さえております。

しかし、平成29年度にこの調査対象期間が拡大されたという通知がございまして、本年度と一部、来年度において再調査を実施しているというところでございます。その中で一部の施設において該当する施設、台数が出てきているというような状況になっております。

○（教育）施設管理課長

市内小・中学校施設のP C Bを含む器具等については、取り外しを行いまして、現在、教育委員会庁舎におきまして1,263キログラムを保管しております。

○（水道）総務課長

P C Bにつきまして、現在、水道局で保管しておりますのは、照明器具ではございませんが、保管している施設と総重量につきましては、銭函浄水場に0.27キログラム、中央下水終末処理場に0.05キログラムございます。

○（病院）事務課長

当院におきまして、現在保管しているものといたしましては、現状ということではありますが、病院施設関係で旧小樽市立脳・循環器・こころの医療センターに保管しております。総重量については1,257キログラムとなっております。

○山田委員

大変多岐にわたる部署で保管をしているということがよくわかりました。キログラム数で表示されていますが、相当な数だと私も思っております。

そこで、市の多くの施設がP C B使用の照明機器を使っていました。実際に交換されたということで安堵はしておりますが、この処分があると思います。期間的にはあと4年の処理期間となりますが、処理計画なるものがあるのか、また、処理に関する予算計上など、もし考えられていることがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）次長

まず、平成12年度調査ということで先ほど答弁させていただきましたが、基本的には取り外して交換は終了しているということでございます。そういった部分で使用はしておりませんが、機器に関しては保存・保管をしているというような状況でございます。

それで、高濃度のP C Bの処理計画に関しましては、その処理期限は34年度中、35年3月31日までに定められております。委員の御指摘のとおり、あと4年少々で処分をしなければいけません。この中で、先ほど、キログラム数に関して答弁させていただきましたが、1キログラム当たり3万240円、これは消費税8%換算ですけれども、1キログラムあたり3万240円の経費ということで定められております。これに保管重量、それから運搬経費、こういった部分がかかって莫大な経費という形で、今、試算をしているところでございます。

具体的な処理計画、こういったものは策定しておりませんが、この経費につきましては、財政部局とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

○山田委員

それでは、市の予算についても本当に私も心配しているのです。例えば、市の保有で約2,750キログラム、学校では約1,260キログラム、その他病院だとかで約1,250キログラムだとか、よくわかりましたけれども、相当、億単位の費用がかかるということでもよろしいですか。

○（生活環境）次長

億単位ということでございますけれども、それぞれ一般会計、特別会計、企業会計、会計ごとの予算計上という形になりますが、おおむね委員の見込みのとおりというふうな形で、我々も今、試算を進めているところでございます。

○山田委員

ぜひ、適正な計画をもってその処理に当たっていただきたいと思います。

最後に、一般の事業所においては、処分に当たっての補助制度があると聞いているのですが、例えば、中小企業であれば処分量の70%だとか、個人は95%が軽減の対象となるということが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のホームページに載っているのですが、例えば、本市ではこのような方々に広報なり、そういう手だてとかは考えられていますか。

○（生活環境）次長

事業所への手だて、広報ということの御質問であろうかと思いますが、基本、事業系の廃棄物という形になるものですから、その中では所管が北海道という形になっております。その中で現状においては、市からの広報という部分は、今のところは御用意していないというふうな形で考えております。

○山田委員

最後に要望ですが、本来なら中小企業、個人、こういう部分が補填だとか、運搬費用を負担するというところで考えられるのですが、国や北海道の制度を利用して、こういう部分でも基金があって行われるということがありますので、ぜひ、その点については調査して、中小企業や個人の負担の軽減に努められるようお願いしたいと思いますが、その点について、この項の最後に聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）次長

中小の事業者がこういった処理に関しての負担の軽減に関して何か手だてはないのかというような御質問の趣旨でよろしかったでしょうか。

その部分に関しましては、基本的に、先ほど答弁させていただきました。その中では事業系の廃棄物というような形ですので、市といたしましては、都道府県でこのような制度があるというような形の周知、こういった形になろうかと思います。

○山田委員

◎防災について

最後に、防災に関してお聞きします。

市では、電気を各事業所から分散して購入していると聞いております。今回のブラックアウトでは、電気の復旧に半日、1日、2日と差がありました。緊急の場合には配線網を知った上での適切な指示、不安を払拭するような指示が出せると私は考えています。

そこで、北電に対して緊急事態に対応できるように配線網の把握や住民への周知を対策に入れるべきと考えます。北電に対して、そういう申し入れを本市ではするべきと考えますが、その点についてお考えをお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回の胆振東部地震が原因の市内の大規模停電の対応を行ったことで浮かび上がりました課題を整理する上でも、地域防災計画に大規模停電対策を盛り込みたいというふうに考えております。現在、それを盛り込むために北海道電力株式会社の小樽支店と協議を進めているところであります。

この中で改めて、今、山田委員から御指摘のありました配線網の把握や停電時の市民の皆様への広報活動に関する北電の役割についても協議してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは次に、市民と語る会で、災害対策として市長部局による冬季訓練をやってはいかがかという要望がありました。この冬季訓練については、北電だとか、水道局だとか、そういう公共的な部分の訓練であります、その要望について、市としての考え方をお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

冬季の防災訓練についてでございますけれども、この冬季の防災訓練につきましては、本年 1 月に帯広市冬季防災訓練に本市職員が参加した経験から、日中における避難所開設訓練や傷病者の発生を想定した応急手当訓練については実施が可能と思われるので、内容や規模、回数などを整理した上で、より実践的な訓練をなるべく早く実施してまいりたいというふうに考えております。

また、今、山田委員から御指摘のありました宿泊訓練などを含めました総合的な訓練、冬季防災訓練につきましては、資機材や装備などの課題があるということも、この職員派遣によって判明しましたので、こちら辺のところを整理した上で、実践に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

ぜひとも、よろしくお願いいたします。

次に、避難所の備蓄品についてお聞きします。

第 3 回定例会でもお聞きしましたが、この備蓄食料品について、現在、そういうような災害があったときには避難所に、例えば妊婦や乳児、子供、成人、高齢者と、災害が起きたときにさまざまな人が集まると思います。そういった方々に最寄りの避難所に、いろいろな対応ができる備蓄品を考えられると、以前提言したわけですが、その点について、最低限、そういうような人たちに対応できるものを装備してほしいと思うのですが、その点について何かお考え、また協議があったのか、その点をお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

本市におきましては、現在のところですが、妊婦や乳児、そして高齢者など、年齢構成などに応じた多様な種類の食料は備蓄しておりません。その部分の中でどれぐらいというものも含めまして、今のところ設定している部分はございません。

ただ、避難生活の長期化とかを想定しますと、多種多様といいますか、多種類の食料の備蓄ということにつきましては、賞味期限や保管場所の環境などの問題もございますけれども、そういった整理しなければならない事項はありますが、今後、課題として認識をしているところではございます。

それから、現状で、もし本市が備蓄していない食料が必要となった場合についてでございますけれども、それにつきましては、現在、災害時協定を締結してございます企業から入手して配布をするというようなことで計画をしてございます。

○山田委員

現在、市内にあるコンビニでも、そういう協定を結んでいるということでお聞きしました。そういった意味では、既に小樽は高齢化率が 40% になっておりますので、高齢者に対する誤嚥にならないような食料品だとか、乳児に対するミルクだとかそういうものも、今後、議論していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、今回、9 月の胆振東部地震では、本市も備蓄食料品を配布したと聞いております。そこで、使った後の補充についてお聞きいたします。

前回と同様と私は考えてはいませんが、補充食料についてどのように検討され、どのような備蓄品を購入したのかお聞きします。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

先般の胆振東部地震でございますが、それに伴います大規模停電において、本市で配布いたしました備蓄食料の補充についてでございますけれども、少しでも早く補充を完了させたいという中で、流通市場におきまして入手に時間のかからないようなことを考慮するとともに、災害救助法に基づく求償を受ける、そういうような可能性があるということで、そういったことに備えまして、グレードアップとか、そういったような形で現状変更することなく、求償によって補填を費用で賄えるように、現状の品と同等のものということで補充をいたしまして実施したところでございます。このようなことによりまして、年内にはもとどおりの配備が完了するというところで予定してございます。

それから、備蓄品の多様化といいますか、そういうようなことの見通しにつきましては、今回のような補給に伴って考えるというようなことではなくて、定期的な更新も行っておりますので、そういった定期的な更新の中で、そういったことが可能かどうかということも考えていくべきかというふうに考えてございますので、御理解のほど、よろしくお願いいたしたいと思います。

○山田委員

5年置きのサイクルということで聞いておりますが、5年後に再度そういうことも考えていただきたいと思いますが、最後にそれを聞いて終わりたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

そちらにつきましても、先ほど申したように、賞味期限だとか保存場所、そこら辺も整理していかなければなりませんので、そういったことも含めまして整理して考えていきたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆行）委員

◎地籍調査について

それでは、一般質問でやった地籍調査について、もう少し詳しく質問していきます。

まず、地籍調査の中で、それに先行して、都市部官民境界基本調査というものが行われております。これの概要について説明願いたいと思います。

○（建設）用地管理課長

国が調査費を全額負担しまして、基準点の設置や現況図の作成など、今後の地籍調査実施に向けての基礎データを整理してもらえことから、導入した制度でございます。

○酒井（隆行）委員

この答弁もいただいておりまして、官民の街区を決める調査だというふうに理解をしております。

街区点がない場合は、復元していくという御答弁だったのですが、復元方法とは、どういうふうに復元されるのか、その作業工程を簡単に説明願いたいと思います。

○（建設）用地管理課長

今の御質問は、仮の街区点を復元するということで確認させていただきますが、官民境界の四隅の点とか、折れ点のことを現況図に、公図や地籍測量図などに示されている筆界点を表示し、官民境界を復元することでやっております。

○酒井（隆行）委員

これまで小樽市で行ってきた住吉地区でしょうかね、この街区点については、四隅に全てあったという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

なかったところにつきましては、当然、測量標、基準点の設置ということで設けております。

○酒井（隆行）委員

なかった部分についてはということは、なかった部分もあったという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

なかった部分というのは、官民境界基本調査で官民の外枠を決めるときに、設定するときになかったものについては、仮の街区点を設けております。

○酒井（隆行）委員

なかった部分については復元したということですね。

それで、その復元方法ですが、復元するための作業の基準だとか、そういうことは決められているのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

官民境界を選定するに当たりましては、公図や既存の資料をもとにして官民境界ラインを設定して考えております。そのときに長さ、官民の既存境界標や登記成果も考慮して、幅の誤差が平均となるように設定して官民境界のラインを決めております。

○酒井（隆行）委員

趣旨が伝わりづらかったかと思うのですけれども、復元の方法はいろいろあるかと思いますが、その基準については規定されているものがあるのかという質問だったのですけれども、規定はあるのかなのか、まずお答えいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

規定ということではなくて、あくまでも既存の石とか、あと既存の資料、地籍測量図などを総合的に判断した上でラインを決めている状況でございます。

○酒井（隆行）委員

規定はないということですね。現地ですとか、今ある公図などをもとにして復元されているということです。

今、石の話が出てきたのですが、その石については、以前も聞いたと思うのですけれども、生かせる石、生かせない石というのが存在するかと思うのですが、これらについての考え方をお示しいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

石についてですが、既存の境界標と既存の資料をもとにして、土地間の境界ラインを設定するときに、中の筆界案から当たっていきます。そのときに中の筆界案を含めたもとで総合的に判断しまして、官民境界のラインを設定します。

○酒井（隆行）委員

これもわかりづらかったのですけれども、中というのは民民境界の話ですか。もう一回お願いします。

○（建設）用地管理課長

内側から総合的に判断しないと、やはり官民境界ラインというのは出ませんけれども、市としては、官民境界ラインをまず設定した上で、中の案をつくっていく、筆界案をつくっていくという考えであります。

○酒井（隆行）委員

外側を決めてから中に手をつけていくという理解でよろしいですね。

○（建設）用地管理課長

そのように考えてございます。

○酒井（隆行）委員

そういう意味でも、外枠、街区は非常に大事になってくるのかなと思います。

それで、これも答弁いただいていますけれども、住吉地区のところで筆界案に疑義が生じて今、精査しているという、再検証しているということでした。

これの経緯、なぜこういうことになったのかという部分、説明願いたいと思います。

○（建設）用地管理課長

まず、本市で示した筆界案があります。その筆界案を相手の地権者の方が納得されないということで、筆界案に対して疑義が生じた場合について、今回、相手から提示された資料を比較検討した結果、筆界案を修正したというものでございます。

○酒井（隆行）委員

納得されないというか、図か何かがあって生じたものかというふうに理解しているのですけれども、これで、この案件については解決されたということによろしいですか。

○（建設）用地管理課長

この案件につきましては、解決いたしました。

○酒井（隆行）委員

地籍調査に入るときに、個々で測量をやられた方々もいらっしゃると思うのですが、そういう方から、例えば資料の提示とかということは、今回はされていないというか、する必要はないという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

地籍調査成果の筆界点と、あと相手からの実測図の筆界点との比較ということで行っております。

○酒井（隆行）委員

行っているということは、資料の提示を要求しているという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

資料を出していただいた方には、そのようにさせていただいていますし、出されていない方であった場合は、既存の資料との突き合わせになります。

○酒井（隆行）委員

出された方、出されない方という表現がありましたけれども、これは当初、この事業が始まるときに住民説明会か何かで説明をされているという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

住民説明会のときの経過というのが、今、詳細の把握はしておりませんが、現地立会のときに、やはりそういう説明をしたということで認識しております。

○酒井（隆行）委員

これは結構大事なことだと思うので、事あるごとにというか、事業に入っていくときからしっかりと説明していただきたいと思いますと思いますが、これについてはどうでしょうか。

○（建設）用地管理課長

やはり土地所有者の、地権者の問題ということで、大事な考えでありますので、当然そのように考えさせていただいております。

○酒井（隆行）委員

それで、地籍調査については最後になりますが、平成31年を目指して登記所に送付したいという答弁がありました。これは予定どおり事業が進んでいくのでしょうか。以前は30年9月ということで答弁されていましたが、そこからまた半年ほど延びていますが、これらの状況について、もう一度説明願います。

○（建設）用地管理課長

当初、平成30年度の予定を考えておりましたが、31年度に変えたということは、やはり1人でも多くの地権者の同意を、丁寧に説明した上で同意を得ていきたいということから、そういう判断で考えております。

○酒井（隆行）委員

これは筆界未定地になると、今後、土地の売買ですとか、土地を動かすこともできなくなってしまうので、丁寧というか、進めていただきたいと思います。これについては答弁は要りませんけれども、非常に大事な部分だと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎ヘルプマークについて

次に、ヘルプマークについてお聞きしたいと思います。

これも一般質問で質問させていただきました。平成30年11月末現在で405個の配布が完了しているという御答弁をいただきました。

これは配布場所、何カ所かあったと思いますが、配布場所別で配布数がわかればお答えいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

この405個というのは、平成29年11月から30年11月までの実績になりますが、市役所、これは障害福祉課の窓口になりますけれども、ここで配布したものが227個です。駅前サービスセンターで配布したものが88個、銭函サービスセンターで配布したものが16個、塩谷サービスセンターで配布したものが2個、その他が72個というふうになっております。

○酒井（隆行）委員

市役所が一番多かったという部分と、塩谷が若干少なかったかなというふうに感じました。

それで、配布率というか、対象者数というふうにお聞きして、なかなか数字は求めづらいという答弁をいただいたのですが、例えば、障害者の方への障害者手帳の配付数ですとか、それから難病の方の難病の医療費助成の申請だとか、そういう数値がわかればお答えいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

身体障害に關しての障害者手帳に關しての数字というのは、平成29年度末で6,770件になっております。その他、難病等についての数字は、今こちらに手持ちではございませんので、申しわけありません。

○酒井（隆行）委員

今、6,700件というような数字だったと思います。対象者は、障害者ですとか難病に限らず、結構幅広い方が対象となっているので、これ以上の方が対象数という意味ではいるのかなと思いますが、それから考えても、今出た6,700件という数字から考えても、配布数が405個ということで、非常にまだまだ少ないなと感じました。

それで、北海道が作成したポスターの掲示ですとか、それからリーフレットの配置で、これまで周知活動をしてきたという、そのような答弁だったのですが、具体的にどのようなところに掲示、またはリーフレットの配置をされたのか、お答えいただけますか。

○（福祉）障害福祉課長

まず、ポスターですけれども、これは平成29年度に20カ所で21枚配布しております、30年度は32カ所で46枚ということで、ほとんどが市の関係機関、市役所内部とか、あるいは市の関係する施設ということで、ただ30年度に関しては、32カ所46枚のうち、町会に6カ所で16枚配布しているところでございます。

あと、チラシに関しては、29年度は市の渡り廊下に置いていましたが、30年度からは窓口、あと、ことし8月になりますけれども、町会に送付しているところです。

○酒井（隆行）委員

啓発活動の中で、ある機関が行ったアンケート調査の中では、まだまだ知らない人が多いという部分、それから、先ほども質問しましたが、配布場所がどこにあるのか知らないという部分、全体を通して、なかなかまだ周知が行き渡っていないという印象があります。

今後においても、周知活動を行っていくということなので、なかなか一気に伝わっていくものではありませんが、地道な活動をして、普及啓発に取り組んでいただきたいと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○新谷委員

◎化製場等に関する法律と認定農業者について

それでは、初めに、化製場法の問題と認定農業者に関して伺います。

代表質問でも言いましたが、張碓町でロシア人が経営する会社、動物を飼養しておりますけれども、数年間にわたって近所の方々が迷惑を受け、ストレスなどで病気になった人もおります。住民は、ロシア人のしていることはでたらめだし、市は自分たちを守ってくれない、このような怒りと失望でいっぱいです。

それで、私は住民の健康被害をなくし、生活環境を改善するための質問をしたいと思います。

まず、小樽市安全で安心なまちをつくる条例第 2 条の定義、第 4 条の市の責務について御説明ください。

○（生活環境）生活安全課長

今、委員から小樽市安全で安心なまちをつくる条例の定義と市の責務をとのことでしたので、条文を読みたいと思います。

まず、条例第 2 条の定義についてです。

「第 2 条 この条例において「安全で安心なまちをつくる取組」とは、市民、事業者及び町会その他の団体による犯罪、交通事故及び健康被害の防止のための自主的な活動、市及び市民等によるこれらの防止に配慮した生活環境の整備その他これらの防止のための必要な取組をいう。」、これが第 2 条です。

次に、第 4 条の市の責務についてです。

「第 4 条 市は、市民等と協働して、安全で安心なまちをつくる取組に関する必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、安全で安心なまちをつくる取組に関する施策の実施に当たっては、北海道、町会及び関係団体との連絡調整を緊密に行うものとする。」と規定されております。

○新谷委員

事業者の責務についてもお知らせください。

○（生活環境）生活安全課長

事業者の責務です。これは第 6 条に規定されております。

「事業者は、安全で安心なまちをつくる取組についての理解を深めて、事業活動を行うに当たっては、自ら安全の確保に努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちをつくる取組に関する施策その他の安全で安心なまちをつくる取組に協力するよう努めるものとする。」、以上です。

○新谷委員

今、るる述べていただきました。それで、それぞれに責任があるということです。

まず、認定農業者に申請したのはいつで、農政課は鶏の飼養を張碓町でいつ、何羽確認したかお知らせください。

○（産業港湾）農政課長

本計画について申請書を受理いたしましたのは、平成30年8月7日でございます。現地を確認いたしましたのは、30年9月12日に現地にお伺いして確認をしているところであります。

○新谷委員

実際に何羽確認しましたか。

○（産業港湾）農政課長

9月12日に訪問した際は、家畜伝染病予防法に基づく家禽飼養農場への立入検査、こちらは後志総合振興局が行うものですが、こちらの際に同行し立ち入りをしておりまして、総羽数については確認しておりませんが、関係法令に抵触する羽数ではないということで確認しております。

（「実際に何羽いたかって聞いているんだけど。聞こえなかったです」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○委員長

今のカウントの件はどうか。

○（産業港湾）農政課長

申しわけございません。当日は、羽数は正式にはカウントしておりません。

○新谷委員

実際にカウントしていないということですが、酒井隆裕議員の代表質問への産業港湾部長の答弁です。

現状では鶏150羽を飼養しているといった届け出があったと。その中で飼養する地域は小樽市、積丹町で分散して飼養していると、飼養者から確認をとっていると答弁がありました。

これでいきますと、小樽市のほかに積丹町でも飼っているということになりまして、それも全く確認していないということですか、数について。

○（産業港湾）農政課長

積丹町での飼養については、現地を確認しておりません。

○新谷委員

それでは、この代表質問の産業港湾部長の答弁が本当かどうか、事実かどうか、それはわからないということになりますね。

○（産業港湾）農政課長

現地の羽数は計数しておりませんが、法人からはそのように確認しております。

○新谷委員

その9月12日は保健所も行きましたね。後志家畜保健衛生所の立入検査に保健所と農政課が同行して確認しております、数えたわけではなくて相手方から聞いた数、これの数を教えてください。動物の飼養状況をお知らせください。

○（保健所）生活衛生課長

これも当日は聞き取りということで数を確認したのですが、鶏90羽、ガチョウ14羽、ホロホロチョウ21羽、土佐犬3頭ということを確認しております。

○新谷委員

この時点では鶏90羽等ということですね。現状の届け出の150羽に達していないわけですが、この辺も全く確認していないのですか。酒井隆裕議員の代表質問で、張碓町に87羽、自宅に25羽、合計112羽と答弁しておりました。この確認の日にちが後なのかもしれませんが、実際に届け出したのは150羽、これと違うことになります。

こういうでたらめというか、わけのわからないことを信じて認めるということはどうなのですか。問題ではない

のですか。

○（産業港湾）農政課長

実際に申請している羽数と実数について差異が生じている件につきましては、生き物であること、それから取引を日常的に行っているものであることから、必ずしも申請羽数と一致するものというふうには捉えておりません。

この計画については将来、今後ふやしていくということを前提に認定するものであることから、申請時の若干の差異については容認されるものと考えております。

○新谷委員

全くその事実もわからないで、ただ相手方の、申請者の申請どおりに認めるというのは、本当にこれは問題であります。

北海道にも確認しました。こういう方が認定農業者になるという場合、近所に迷惑をかけているわけですから、少なくとも説明をするべきだ、このように答えておりましたが、その点について、なぜ説明しなかったのでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

この制度におきましては、経営改善のため、将来に向けた取り組みを認定するものでありますことから、認定に当たっては、必ずしも周辺住民への説明は要件とはなっておりませんが、当該地は住宅地であることから、これまでも保健所と情報を共有しながら、我々からも周辺住民や生活環境への配慮を適切に行うよう説明してきているところであります。

この申請時に必ずしも届け出をしなければいけないものというふうには考えておりません。

○新谷委員

それでは、現状と将来の目標です。小樽市での現状の面積、それから目標面積はどうなっていますか。農業経営の規模の拡大に関する目標で。

○（産業港湾）農政課長

現状の規模、面積につきましては、法人の経済活動にかかわる数値であることから、数値についてお答えすることは控えさせていただきますけれども、現時点で小樽市張碓町で営農しております。

将来に向けましては、これまでも保健所から答弁いたしておりますけれども、市外への移転を前提に検討しているということでありまして、計画上はまだ適地が見つかっていないことから、現在地で引き続き飼養するというところで届け出はされております。

○新谷委員

住民は、豊浦町に移る、鶏を移す、それから、張碓町の現在地を売る。これはずっと前から話しているので信頼できないと言っております。

私が心配するのは、現状の土地、それから将来、拡大目標、同じところであるということは化製場法に違反しないもの、今、飼っているガチョウ、それからホロホロチョウを、違反しないわけですからたくさん飼うつもりではないのか、こういうふうなことを心配するわけです。

ホロホロチョウというのは、飼育が簡単なのです。水は冬にはほとんど飲まないもので、旅行に行くこともできると、飼っている人はお話をしております。積丹町や豊浦町に出かけていっても、ホロホロチョウは飼える、このようになります。そのことについては仮定なのでわからないというかもしれませんけれども、このホロホロチョウを飼っている人は、鳴き声がうるさいために、周りに人がいる場合はそこでは飼えないと言っているわけです。今だんだんふやしているようですが、こうした近所迷惑になるということも十分考えられるわけです。

この8月、10月、犬の鳴き声がうるさくて眠れないという苦情が保健所に入っています。住民はノイローゼになると言っています。また、側溝が詰まって、ずぶぬれになりながら側溝の流れをよくする、住民は本当に苦労して

いるわけです。

それで、この間どのような対処をしてきたのか聞きましたけれども、改めて、もう一度説明してください。

○（保健所）生活衛生課長

犬の鳴き声につきましては、10月時点の苦情といいますか、相談があった時点では、たまたま、積丹町で今豚を飼養しているのですけれども、その豚を日高に出荷するのに、一旦、張碓町の土地に留置きしたと。それによって犬が騒いだというような事情があったようです。

そういった事情を聞きまして、保健所としましては、そのようなことで犬が騒ぐということは付近住民に迷惑がかかるということで飼養者にお話しして、そういったことをやめさせているというような状況はありました。

○新谷委員

それから、犬舎とか鶏舎からの汚い水、これについてはどのように対処しましたか。

○（保健所）生活衛生課長

排水というのは、あの現場の飼養舎には、給排水設備というのがございまして、飼養者はポリタンクで水を運んでいくような状況があります。それで、ふん尿というところが、どうしてもにおいだとか臭気の問題が出てきますので、そういった部分を適切に処理するために、おがくずを動物飼養舎に敷きまして、ふん尿と一緒に回収しているというような状況でございます。

○新谷委員

雨水についてはどうですか。

○（保健所）生活衛生課長

雨水については、特に対応というところにはなっておりませんが、どうしても雪解けだとか大雨のときに排水が低い土地の住民宅へ集中するものですから、それを分散させるような形に現状はなっております。

○新谷委員

分散させるということでは根本的な解決にはなっていないわけです。

それで、最近ではガチョウもふやしてきています。ガチョウは必ず水浴びをさせなければいけないということで、水浴びの設備というか施設というか、簡単なものをつくっているそうですけれども、この水はどのように処理しているのですか。

○（保健所）生活衛生課長

正直申し上げまして、その情報を保健所で把握しておりませんでした。今後はそういう情報の事実を確認しまして、適切な対応を飼養者に指導していきたいと思っております。

○新谷委員

それはおかしいのではないですか。だって9月に後志家畜保健衛生所の立入検査についていったときに、ガチョウ14羽を飼っているのはわかっているのですよ。そうしたら、こういうガチョウなどを飼育するときに、どういふふうにして飼育するか、そういうところまで考えなければならないのではないですか、当然。

○（保健所）生活衛生課長

繰り返しますけれども、保健所でそういう情報を把握していないということで、今後そういうような事実があるのであれば、適切に対応していきたいと思っております。

○新谷委員

ところでお聞きしますけれども、保健所、また農政課が行くときは、ロシア語ができる方を通訳として連れていらっしゃいますか。

○（保健所）生活衛生課長

特にそういった通訳という者はおりませんので、相手方は、飼養者で日本語がある程度わかる方がいらっしゃる

ますので、その方とお話しするという形になっております。

○新谷委員

住民は、動物の鳴き声やにおい、汚い水が住民のほうへ流れてくる、そういうときに何とか迷惑をかけないようにといっても、途中でロシア語に切りかえられて話が通じなくされてしまうのです。だから、本当に困っているのです。保健所はこのことを知っていましたか。

○（保健所）生活衛生課長

付近住民の方からも直接連絡等をいただいている中で、そういった状況というのは把握しているつもりです。そういった部分につきましても、粘り強く指導していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

このように都合が悪くなったらロシア語に切りかえて話ができなくなる、こういうことで非常に困っている。それで先ほど来から、住民が本当に苦勞している。こういうことで暮らしているわけです。

私は、最初に安全で安心なまちをつくる条例の市の責務を聞きました。やはりそこには、もっと緊密に住民の声を聞いて、困った市民に責務を持って対処する、これが市の姿勢として望まれることではないですか。

○（保健所）次長

今、委員がおっしゃられたように、現在、化製場法等の法律では規制できない部分が多々ございますので、保健所といたしましては、近隣住民の方と2年ぐらい前に、新谷委員から質問があった豚がいた当時につきましては、法律では規制できないけれども、住民の方からいろいろな情報をいただいている中で、保健所がその都度行って、決して相手方に住民の方々が諦めたというようなことを感じさせたらだめだという姿勢で臨んできておりました。

ただ、現在もそういった問題、豚はいなくなりましたが、現状においても、まだ苦情が全部解決しているという状況ではございませんので、また、住民の方々と、現在、行政に対する信頼が少し揺らいできている部分があるかと感じておりますので、もう一度原点に立ち返って、住民の方と一緒に対応していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

しっかりと住民の声を聞いて、次長が課長のときには、住民を保健所に集めていただいてお話を聞いていただきました。そのように市民の困っていることに対して解決していく。また、汚い水は側溝をつけさせて流させるとか、いろいろ考えて、安心して暮らせるように対策をしてほしいと思います。その点について、最後に伺います。

○（保健所）次長

繰り返しになりますが、法律でなかなか規制できない部分もございますけれども、今後につきましても住民の意見をきちんと聞きながら、問題が解決するまで対応してまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

早速行動を起こすように、よろしくお願いいたします。

◎海水浴場対策費について

それでは次に、補正予算の海水浴場対策費について伺います。

銭函3丁目駐車場管理経費、駐車場使用料、海水浴場対策委員会補助金も減額補正をしております。改めて駐車場管理経費、使用料、補助金の関係を説明してください。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

銭函3丁目駐車場管理経費と駐車場使用料、海水浴場対策委員会補助金の関係ですが、市営で銭函3丁目駐車場を開設し、駐車場使用料収入から駐車場の管理経費を差し引いた額を海水浴場対策委員会への補助金として交付し、小樽市から対策委員会への貸付金の減額を図っているものです。

○新谷委員

それで、管理経費、使用料、それから補助金、この 5 年間の推移を金額でお示してください。できれば決算でお願いします。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

平成25年度以降の金額でお答えいたします。25年度、管理経費677万6,290円、使用料1,477万1,800円、補助金799万5,510円です。26年度、管理経費668万6,379円、使用料1,113万円、補助金444万3,621円です。27年度はドリームビーチが非開設となっております。28年度、管理経費762万6,672円、使用料739万800円、補助金はゼロ円です。29年度、管理経費872万9,915円、使用料677万9,400円、補助金はゼロ円です。30年度の決算見込みになりますが、管理経費778万3,458円、使用料472万2,800円、補助金についてはゼロ円となります。

○新谷委員

平成27年度は開設されなかったもので、なしということですが、管理経費は年々上がっていますけれども、使用料は2016年度以降、大幅に減少して、管理経費を下回っております。駐車台数というのは、どれぐらい落ちているのですか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

普通車、大型車、二輪車の合計ですけれども、平成26年度が1万3,925台、27年度は非開設です。28年度が9,272台、29年度が8,504台、30年度が5,916台。26年度と比較しますと約8,000台の減少となっております。

○新谷委員

大幅に下回っているということがわかりましたが、海水浴場対策委員会貸付金です。

これを始めたのは、平成7年第2回定例会で1億4,000万円の融資を内容とする補正予算が成立したことから始まっているのですけれども、いろいろな事件、問題があって、これは大問題の貸付金なのですが、そのさまざまな事件の概要について説明してください。これをどうしても聞かなければならないですから、概略でいいです。よろしくお願いします。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

海水浴場対策委員会貸付金を始めた経緯についてですけれども、平成6年2月の高波、暴風雪によりまして、銭函3丁目の前浜の侵食やドリームビーチ協同組合の浜茶屋が半数以上も全・半壊する被害を受けました。このため、小樽市ではこの被害について災害対策を受けられるよう、海岸管理者である北海道に要請をしておりましたが、海水浴場オープンに向けて協同組合が被害の費用負担が明確にされない中で、復旧工事を発注いたしました。このようなことから、市は、道及び協同組合、さらには海水浴場の安全対策、環境整備や銭函3丁目駐車場などの管理運営を行っている対策委員会とで工事費の負担について協議を重ねました。

その結果、北海道からは今回の復旧工事の負担はできないものの、8年度から前浜整備を行うとの方針が示されたため、6年に行われた復旧工事費については、対策委員会が負担することになったものでありますが、対策委員会は多額の工事費を支払う資力を有しておりませんでした。しかしながら、対策委員会は公益的な団体でありますことから、市が金融機関から借入れを行い、対策委員会へ貸し付けすることとしたものです。

貸し付けについては、7年第2回定例会で議決をいただき、市と対策委員会の間で貸付金についての金銭質借契約を締結しており、8年度以後、対策委員会は駐車場事業などを行わず、市からの貸付金を返済するのみの団体として存続することになったものです。

○新谷委員

さまざまな事件があったでしょうと言っている、それも答弁してください。

○（産業港湾）管理振興室島谷主幹

この貸し付けの当時においては、関連しまして、恐喝未遂ですとか詐欺事件がございました。また、公金支出の

違法性を主張する住民グループが当時の市長を相手に貸し付けの金額全額を市に返還するよう求めて提訴しております。これについては、市の融資に公益性が認められ、原告側の請求を全面棄却する判決が出ております。

○新谷委員

今、本当にさわりの部分しかお話ししていただけませんでしたね。ひどいことがありましたね。暴力団の恐喝事件、それから当時の小樽市幹部が保証金なしで現金手渡しという貸し付け方、これも大問題になった貸付金であります。

それで、こういう問題のある貸付金ですけれども、返済計画では平成19年度に完済することになっておりましたが、まだまだ10年以上おくらせております。

現在の貸付金の残高、それから返済のめどについて説明してください。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

貸し付けした当初については、駐車場使用料は4,000万円ほどが見込まれていたものですが、社会の変化や天候などによりまして、海水浴客が減少し、収入が減少してきたため、やむなく返済計画を変更し延長してきております。

現在の貸付金の残高は平成30年度当初で2,209万2,270円あり、この3年間は返済ができていない状況が続いており、返済完了は非常に厳しいものと考えております。

○新谷委員

返済は非常に厳しいということです。では、いつ返す見込みがあるのか、当てもないということですね。

それで、銭函3丁目駐車場管理経費です。

先ほど聞いたとおり、駐車台数も減っておりますし、赤字です。市営の駐車場というのはここしかありません。ほかは自助努力で経営しておりますから、この事業は市がお金を出すのをやめて、海水浴場組合で運営すべきだと思います。

また、貸付金は、判決では公益性があるというふうに言われたといいますけれども、スタートの時点からいろいろな問題があって、私たちは公益性がないと思っております。これについても、見直すというか何らかの検討が必要で、私たちはやめるべきだと思っているのですが、いかがでしょうか。この銭函3丁目駐車場管理経費と貸付金について、市長の見解を伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

貸し付けを行った当初とは環境が変化しまして、海水浴客は減少、駐車場収入も大きく落ちてきております。特にこの3年間は一般財源を持ち出す状況が続いており、よい状況ではありませんので、今年度中に何らかの一定の結論を出したいと考えております。

○新谷委員

今年度中に結論を出すということですね。

市長の見解を伺えなかったのですけれども。

（「同じです」と呼ぶ者あり）

○新谷委員

同じですか。わかりました。

それは観光振興室だけで決めるのか、どういうふうな形で決めていくのですか。

○市長

会議の名称までは忘れましたが、この問題については、私にもあらかじめ報告があって、今の一連の管理経費、使用料の額、それから補助金などについて報告を受けております。今、担当から答弁もございましたけれども、今後、私も含めた形で、今年度中に一定程度結論を出す方向で考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○新谷委員

◎第 7 次小樽市総合計画について

それでは質問を変えて、第 7 次小樽市総合計画について伺いたいと思います。

参考資料です。今後、基本計画を策定する過程で、内容の変更をすることはあっても、基本計画の項目となるということで、そういう押さえでよろしいですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

5 月に各議員にも資料としてお渡ししました参考資料でございますけれども、こちらは基本構想の作成に当たり、現状と課題及び施策の体系内容、これを整理したものでございます。今後の基本計画の策定に当たっては、このように整理しておりますので、これをもとにしながら、各担当部で施策の内容、中身を検討していくという手はずということで、今、作業依頼をしているところでございます。

内容については、これはあくまで 5 月の基本構想作成に当たって、この時点で整理したものでございますので、内容ですとか施策の体系、この部分については、今後変更となる場合がございます。結果的にこれと同じような体系になる場合もございますし、変更になる場合もあるというふうに考えてございます。

○新谷委員

基本構想では、まちづくりの六つのテーマを決めて、その第 1 に「安心して子どもを生み育てることのできるまち」としております。「施策 1 子ども・子育て支援」で 2 点ほどお聞きしますが、子供の成長を支えていくことができる環境づくりを進める、それから、青少年の地域活動の支援や子供の居場所づくりを進める。参考資料の施策の体系、内容の（3）です。地域子育て支援の推進の二つ目、地域における子育て支援の拠点の充実というふうにあります。小樽市は非常にこういう子供がいる場所が少ない。つまり一番思うのは児童館なのですが、少ないわけです。札幌から来た方は、何で小樽市は児童館がないのと言われます。

それで、児童館について伺いたいのですが、10 月に児童館ガイドラインの改正が行われました。その概要について、第 1 章、第 2 章、第 3 章について御説明願います。

○（福祉）こども育成課長

改正児童館ガイドラインの概要につきまして、まず第 1 章ですが、「総則」としまして、今回の改正により新たに設けられた章立てでありますけれども、ここでは児童の権利に関する条約や児童福祉法にのっとり、子供の最善の利益が優先して考慮されるよう子供の育成に努めなければならないといった児童館の児童福祉施設としての理念ですとか、児童館は、18 歳未満の全ての子供を対象とし、地域において子供の心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とするといった施設の目的、それから児童福祉施設としての役割に基づきまして、拠点性、多機能性、地域性という施設特性などについて規定されております。

次に、第 2 章ですけれども、「子ども理解」としまして、これも今回の改正で新たに設けられた章となっております。内容につきましては、子供に対する理解を深め、一人一人の心身の状態を把握しながら子供の育成に努めることが求められますことから、乳幼児期、児童期、思春期といった発達段階に応じた留意点が示されております。

最後に第 3 章では、「児童館の機能・役割」としまして、一つ目に「遊び及び生活を通した子どもの発達の増進」、二つ目に「子どもの安定した日常の生活の支援」、三つ目に「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」、四つ目に「子育て家庭への支援」、五つ目に「子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進」といった児童館の機能・役割を 5 項目に区分して示されております。

○新谷委員

今、御説明いただきました第 1 章の理念、目的からして、児童館の果たす役割を市としてはどのように捉えておりますか。

○（福祉）こども育成課長

それぞれの地域の子供に対しまして、児童館において安全で安心な施設を提供して、かつ、児童の遊びを指導する者、いわゆる児童厚生員を配置した寄り添った支援を行うことで、地域の子供の居場所を適切に確保し育成していくという役割を担っているものと考えております。

○新谷委員

答えづらいかもしれませんが、担当課としては、児童館が少ないというふうに思いませんか。

○（福祉）こども育成課長

この間、いろいろな道内の他都市の状況を見てみますと、数的には少ないものと認識をしております。

○新谷委員

それで、全道10万都市の児童館の設置状況、数、それと新しいガイドラインでは18歳以下の子供たちと言っておりますけれども、小さな子供たち、9歳以下の人口に対する設置状況はどのぐらいなのか。小樽市は上から数えて何番目なのかについてお知らせください。

○（福祉）こども育成課長

道内の人口10万人以上の都市での児童館の設置状況についてですが、児童館の数につきましては、最近、私が各市のホームページを検索して把握した数をお答えすることといたしまして、また、9歳以下の人口に対する状況につきましては、各市の9歳以下人口を児童館の数で除した値、つまり児童館1館当たりでカバーする9歳以下の児童数で説明させていただきます。

札幌市は107の設置がございます。1館当たりの9歳以下児童数は1,355.8人。函館市につきましては27の設置があります。同じく児童数は597.5人。旭川市は6の設置があります。同じく児童数は3,934.3人。釧路市は20の設置があります。同じく児童数は565.0人。帯広市は1の設置があります。同じく児童数は1万3,170.0人。北見市は19の設置があります。同じく児童数は433.4人。苫小牧市は7の設置があります。同じく児童数は2,018.1人。江別市は6の設置で、同じく児童数は1,386.5人。最後に、小樽市は3の設置で、同じく児童数は2,082.3人となります。

これらの9市中、今お話ししました9歳以下児童数の数としましては、9市中7番目ということになります。

○新谷委員

7番目ということで、残念な順位ですが、実際に3館しかないというのは本当に少ないのです。これから小樽の将来を担っていく子供たちのために、まず、この施策の初めに持ってきたのですから、ぜひ基本計画に盛り込んで児童館をふやしていただきたい。どうでしょうか。その場合、公明党の斉藤議員も質問しておりましたけれども、朝里十字街、市の土地です。長年、山田元市長のときからコミュニティセンターの建設の場所としてとっておいてくれるという約束をしているところですが、ここに児童館を含んだコミュニティセンターが欲しい、つまり児童館が欲しい、こういう複合施設の建設をぜひ検討していただきたい、前向きに検討していただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

まず、児童館の設置数につきましては、地域の子供の居場所を適切に確保していくためには、一定程度の数が必要なものと考えておりますが、先ほども申し上げました安全で安心な施設の整備ですとか、児童厚生員の確保、配置を行っていくためには、財政上の課題などもあるほか、それぞれの地域でどれぐらいのニーズがあるのかということも前提として当然把握していかななくてはならないと考えております。

したがって、直ちに新たな総合計画に盛り込むですとか、他都市並みの設置数に増設というようなことにはならないとは考えておりますが、現在、ちょうど平成32年度からの第2期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた市民ニーズ調査の結果を集計しているところでありまして、その中で児童館に対するニーズがどれぐらいあるのかということも参考にしながら、必要な数や地域について、改めて検討したいと考えております。

それから、朝里十字街で要望のあるコミュニティセンターへの複合設置はいかがかという御質問ですが、お話のあったコミュニティセンターが、まだどのような機能を持ち、どのような規模で予定されているかという市全体としての方向性も現在は明らかでないと認識しておりますので、今その地域にないからということだけではなく、地域住民のニーズや市全体の子供の居場所というものを俯瞰した上で、必要性などについて、前段でもお話しいたしましたニーズ調査結果なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○新谷委員

なかなかすぐにはならないということですが、でも、新光地域というのは子供の多いところでありまして、若い人たちも多いし、まちづくりも盛んなところですよ。東南部には一つもないわけですよ。だから、最有力な場所だと思うのです、朝里十字街というのは。そういう点でぜひ、陳情も出ていることだし、一番に検討していただきたい、これは私の希望です。

それから、「市政運営の基本姿勢」の「1 市民参加と協働によるまちづくりの推進」ですが、同じようなことを質問しますが、参考資料41ページの地域コミュニティ活動の活性化で、活動拠点の提供と記載されております。自治基本条例の第10条の2で「各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援」とありますけれども、この参考資料は、自治基本条例の第10条の2に基づいたものでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

御指摘のとおりと考えております。

○新谷委員

それでは、活動拠点というのは、建物も含まれると思います。基本構想では、コミュニティ活動を図るための担い手の発掘、育成、民間企業や大学、研究機関と連携を図るなど、ソフト面は強調されているのですが、活動拠点の提供が読み取れないわけです。

基本構想は、こちらで条例の修正案を出さない限りは変えられないといいますが、ここで活動拠点の提供も含まれる、ということでは書かれているのでしょうか、確認します。

○（総務）企画政策室品川主幹

御質問のあった箇所でございますけれども、「市政運営の基本姿勢」について「コミュニティ活動の活性化を図るために次代の担い手の発掘・育成などの支援を行う」と記載しておりますが、少し読み取りにくいのですが、この「など」というところで、そういった拠点の提供、これも考え方としては含めているところがございます。

なぜ、このような書き方にしたかということをお申しすと、先ほど御質問のありました参考資料の中で、現状と課題も整理しておりますけれども、その中で地域を支える人材の高齢化や担い手不足、こういったものがまず重要な課題だろうということで、担い手の確保・育成、そういったソフト面に焦点を当てたということでございます。

○新谷委員

やはり活動拠点がいないということは、いろいろな活動をする上で非常にやりづらいし、情報の交換もなかなかできない、共有もできないということでは、お金はかかるかもしれませんが、こういうコミュニティセンターの建設というものが要だと思うのです。財政が厳しいのはわかりますけれども、国の補助金も活用できると思います。

この運動は20年以上続いております。私もこの運動に参加してきておりますが、残念ながら陳情は毎定例会で継続審査となっておりますけれども、団体名は変わっていますが現在も続いておりますし、冬は町会やまちづくりの会などと共催して雪まつりを行ったり、子供、地域住民に本当に楽しまれている活動なども行っております。住民の努力が続いているわけです。ほかにない地域の頑張りをしているところです。

そういう点で、厳しいのはわかりますけれども、やはり次の第7次において、これを建設していく。皆さんの希望でありますので、ぜひ、この点を第一に考えていただきたい、このことを伺います。いかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

朝里十字街にコミュニティセンターを建設することにつきましては、朝里地区から20年以上も要望が出されていること、それから地域のまちづくり活動の内容につきましては、朝里にまちづくりセンターを創る会の定例会に私も参加させていただいております、内容につきましては十分承知しております。

また、コミュニティセンターが町会やボランティア活動の活動拠点であることから、その必要性があるということも十分認識はしております。

ただ、これまでも答弁させていただいておりますけれども、財政状況の点から考えますと、現時点では朝里にコミュニティセンターを建設するという点について、具体的な計画を立てる状況では今のところないことから、次の基本計画に特定して盛り込むことをお答えすることは難しいですが、ただ、これからも引き続きセンターを創る会の定例会に出席させていただくことで意見交換をして、また、私どもとして財源の確保、それから他市のコミュニティセンターの建設状況なども、これからも引き続き調査していった進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○新谷委員

第7次の総合計画では厳しいと、難しいというのは、非常にがっかりしました。本当に地域の皆さんが要望しているのですけれども、何とかですね。

今度、市長にお聞きしたいのです。難しいのはわかります。でも、これに向けてどういう補助金の活用があるのかとか、そういうことを考えていただいて、どうしたらできるのかぐらいは考えていただきたい。難しいと言って何もしないということではなくて、そういう点で、ぜひ検討していただきたい。私は、やはり地域の皆さんが、次は何とかなるのかなと希望をしているものですから、その希望に応じてあげられたら本当にいいだろうと思っています。その点についていかがでしょうか。

○市長

朝里のコミュニティセンターについてのお尋ねですけれども、以前にも民間の力を活用して何とかできないかというような取り組みを進めさせていただきまして、なかなかうまく調整ができなくなって頓挫した経過もあるのですが、私としては、担当からも答弁させていただきましたけれども、大変一生懸命まちづくりに取り組んでいらっしゃるということは十分承知しておりますし、また、その拠点も必要だというふうに思っておりますので、何とかこの財源を、補助金なり、あるいは民間の力を活用しながら、土地はあるわけですから、そういった形で何とかできないかということについては、引き続き検討させていただきたいというふうには思っているところでございます。

○新谷委員

よろしく願います。

◎簡易水道事業について

簡易水道事業ですけれども、次期計画で基本水量3,100立方メートルから1,500立方メートルに下方修正するということですが、この下方修正は1日最大1,500立方メートルで年間にすると54万7,500立方メートルです。54万7,500立方メートルというのは、2018年度と同じ水量なのです。これに対して企業への給水量は26万4,470立方メートルで、基本水量の48.3%にしかすぎません。したがって、2期工事の1日最大水量を下方修正したといっても、よほど多くの操業企業が背後地に張りつかない限り、依然として過大な負担になるわけです。

ですから、まだ小樽市分の2億円の根拠もはっきりしておりませんし、もう少し下方修正できないのか、これの協議はできないのか、その点について伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室小川主幹

平成29年度に決めました受水予定水量につきましては、従前の計画水量については、北海道が目標とする石狩湾新港地域の操業面積計画に基づいて、将来の受水予定水量を推計しましたが、実際には計画どおり企業の操業が進

まず、計画水量と現状の水量では大きく乖離する状況となっていたため、29年度の推計については2期工事を実施するに当たり、近年の企業操業面積の推移を勘案し、現実的に将来見込まれる企業操業面積等を考慮した上で、37年度から47年度までの、より実情に即した受水予定水量を推計したものであるため、現時点では妥当な水量であると認識しております。

今後の協議につきましては、基本水量を下げることにしましては、覚書に基づいて25年度から36年度まで負担が定まっておりますが、37年度以降は定まっていないため、石狩西部広域水道企業団と協議を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。